平成27年度

県北健康福祉センター概要

栃木県県北健康福祉センター

目 次

第1章	概	況	
	県	北・矢板・烏山健康福祉センター管轄区域図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1	管内の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	2	庁舎の現況(建物配置図)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	3	組織図・職員配置表	5
第2章	事務	らいまである。 「多事業執行方針及び重点事業	
	1	事務事業執行方針 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6
	2	重点事業	
		○ 総務福祉部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
		○ 地域保健部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	3	年間行事予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	4	毎月行事予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第3章	各部	B(各課)別事務概要	
	1	総務企画課	16
		福祉指導課 ·····	17
		生活福祉課 ·····	18
		健康支援課 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	20
	5	健康対策課 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	21
	6	生活衛生課 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	24
	7	試験検査課 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	25
第4章	平成	26年度各部(各課)の事業実績	
		総務福祉部	
		県北健康福祉センター協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		管内市町保健・福祉担当主管課長会議等	26
	3	在宅医療推進支援センター事業	27
	4	医 事	29
	5	人口動態統計 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	31
	6	地域保健福祉教育研修 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	32
	7	障害者福祉関係	34
	8	障害者福祉事業関係 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	36
	9	石綿による健康被害の救済制度関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
		市町支援事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
		介護保険事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	37
		児童福祉施設指導監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
		高齢者福祉関係	39
		青少年健全育成関係 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	40
		社会福祉事業関係 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	40
	16	母子及び寡婦福祉法・婦人保護関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
	17	家庭児童福祉関係 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	44

18 生活保護関係	44
○ 地域保健部	
1 精神保健福祉対策	49
2 母子保健対策 ······	59
3 とちぎ健康21プランの推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
4 健康づくり推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
5 成人保健対策 ·····	68
6 特定疾患対策事業	68
7 小児慢性特定疾患対策事業	72
8 感染症予防対策 ·····	73
9 結核予防対策 ······	75
10 原爆被爆者対策 ·····	76
11 骨髄バンク対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
12 食品衛生	77
13 生活衛生営業	79
14 薬 事	80
15 水 道	82
16 温 泉	82
17 試験検査	83
県北健康福祉センターの沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85



県北健康福祉センター 【広域センター】	〒324-8585 総務福祉部 地域保健部	大田原市住吉町2-14-9総務企画課0287-22-2257福祉指導課23-2172生活福祉課23-2171健康支援課22-2259健康対策課22-2679生活衛生課22-2364試験検査課22-2364
矢板健康福祉センター 【地域センター】	〒329−2164	矢板市本町2-25 総務企画担当 0287-44-1296 保健衛生課 44-1297
烏山健康福祉センター 【地域センター】	〒321-0621	那須烏山市中央1-6-92 総務企画担当 0287-82-2231(代) 保健衛生課

1 管内の状況

県北健康福祉センターは、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町及び那珂川町の5市4町を管轄しており、区域の面積は2,229.52km。で、県面積の34.8%を占めています。また、当センターは、地域保健法第5条第1項に基づき設置される保健所、社会福祉法第14条第1項に基づき設置される福祉事務所の機能を併せ持っており、県北保健所の管轄区域は上記の5市4町、那須福祉事務所の管轄区域は塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町の4町、その他の福祉部門の事務は上記の5市4町を管轄するなど、部門によって管轄する区域は異なっています。

管内の環境をみると、北部は日光国立公園の区域、東部は八溝・那珂川県立自然公園の区域となっており、豊かな自然環境に加え、那須、塩原、板室などの著名な温泉資源にも恵まれており、県内外の観光客に親しまれています。なお、地籍としては、山林(保安林を除く)・原野が681.5k㎡、田・畑が513.56k㎡となっており、約54%が山林(保安林を除く)、農耕地等で占められています。

(H24.1.1 現在)

	栃木県	管内
総地積	6,408.28k m²	2,229.52k m²
田·畑	1,352.86k m² (21.1%)	513.56k m² (23.0%)
宅 地	467.46k m² (7.3%)	125.60k m² (5.6%)
山林・原野	1,371.72k m² (21.4%)	681.50k m² (30.6%)
池沼・牧場	28.58k m² (0.4%)	12.01k m² (0.5%)
雑 種 地	268.04k m² (4.2%)	110.90k m² (5.0%)
その他	2,919.62k m² (45.6%)	785.95k m² (35.3%)

管内の人口は、平成26年10月1日現在382,770人で、県人口の19.3%を占めています。管内人口の推移は 昨年比-2,744人、県人口の推移は昨年比-6,159人といずれも減少傾向にあります。一方、管内の世帯数は、平 成26年10月1日現在142,506世帯で、昨年比+977世帯であり、人口が減少している市町にあっても世帯数は微 増しており、いわゆる核家族や一人暮らしが増えていることを示しています。

管内の65歳以上の老齢人口が占める割合、いわゆる高齢化率は25.5%で、県平均の25.1%をやや上回っています。なかでも、那須烏山市、塩谷町、那須町、那珂川町の高齢化率は30%以上を示しており、県平均を大きく上回っています。一方、那須塩原市、さくら市、高根沢町の高齢化率は23.2%以下で、県平均を下回っています。

人口動態では、平成25年の人口1,000人対出生率は7.4%、死亡率は10.5%となっていて、管内人口が自然減少していることを示しています。なお、死因別死亡順位は、第一位悪性新生物、第二位心疾患、第三位脳血管疾患となっています。

各市町に特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービスセンター等が設置され、高齢者保健福祉サービスも充実し、介護保険制度も概ね順調に運営されています。

医療機関は、平成27年4月1日現在で、病院が21箇所で病床数3,854床、診療所が387箇所(一般233箇所、歯科154箇所)で一般診療所病床数が301床となっています。

◆ 市町村別面積、人口、世帯数

人口・世帯数:平成26年10月1日現在

	区 分	面積(km²)	人 口 (人)	男 (人)	女 (人)	世帯数
朸	厉 木 県	6, 408. 28	1, 980, 960	984, 611	996, 349	773, 043
徨	 内	2, 229. 52	382, 770	192, 111	190, 659	141, 529
	大田原市	354. 12	75, 659	38, 048	37, 611	28, 855
	矢 板 市	170. 66	33, 689	16, 765	16, 924	12, 262
	那須塩原市	592. 82	117, 106	57, 977	59, 129	46, 204
	さくら市	125. 46	44, 917	23, 338	21, 579	15, 552
	那須烏山市	174. 42	27, 397	13, 508	13, 889	9, 614
	塩 谷 町	175. 99	11, 623	5, 702	5,921	3, 831
	高根沢町	70. 90	29, 714	15, 516	14, 198	11, 522
	那 須 町	372. 31	25, 504	12, 687	12, 817	8, 830
	那珂川町	192. 84	17, 161	8, 570	8, 591	5, 836
J	大田原地区	1, 319. 25	218, 269	108, 712	109, 557	83, 889
þ	天 板 地 区	543. 01	119, 943	61, 321	58, 622	43, 167
į	岛山地区	367. 26	44, 558	22, 078	22, 480	15, 450

資料:国土地理院、栃木県毎月人口調査結果

◆ 人口、高齢化率の推移

(単位:人)

						(一压:/()	
		H24.10.	1	H25.10.	1	H26.10.	1
		人口	高齢化率	人口	高齢化率	人口	高齢化率
ŧ	栃 木 県	1, 993, 386	22. 1	1, 987, 119	24. 2	1, 980, 960	25. 1
ŕ	管 内	387, 998	22. 4	385, 514	24. 4	382, 770	25. 5
	大田原市	76, 781	22. 0	76, 206	23. 3	75, 659	24. 3
	矢 板 市	34, 474	24. 7	34, 088	26. 0	33, 689	27. 3
	那須塩原市	117, 758	20. 7	117, 506	22. 0	117, 106	23. 1
	さくら市	44, 788	21. 4	44, 935	22. 3	44, 917	23. 2
	那須烏山市	28, 279	29. 4	27, 822	30. 7	27, 397	32. 0
	塩 谷 町	12, 069	29. 3	11, 821	30. 4	11, 623	31. 7
	高根沢町	29, 967	20. 3	29, 796	21. 2	29, 714	21. 9
	那 須 町	26, 024	30. 2	25, 817	31. 5	25, 504	33. 1
	那珂川町	17, 858	29. 9	17, 523	31. 4	17, 161	32. 7
	大田原地区	220, 563	21. 4	219, 529	23. 3	218, 269	24. 4
	矢 板 地 区	121, 298	22. 0	120, 640	23. 8	119, 943	24. 8
	鳥 山 地 区	46, 137	29. 3	45, 345	30. 9	44, 558	32. 2

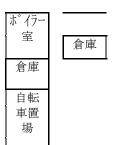
資料:栃木県毎月人口調査結果

2 庁舎の現況(建物配置図)

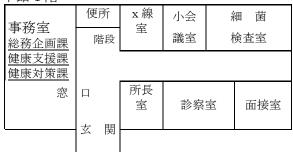




☆ 建物の配置





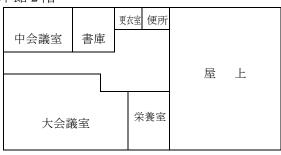




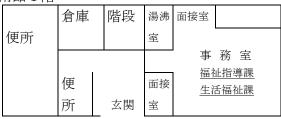
車庫

車庫 車庫

本館2階



南館1階



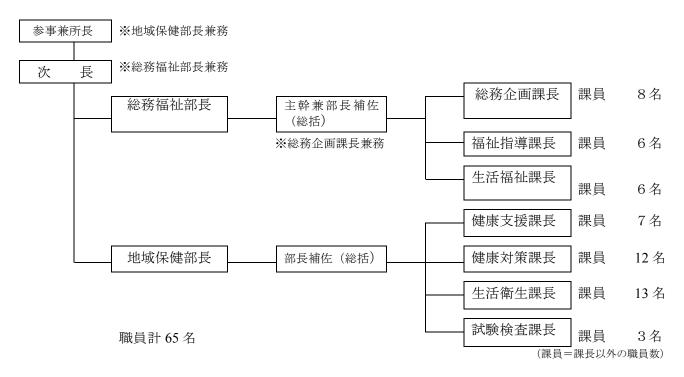
南館2階



3 組織図・職員配置表

(1) 組織図

平成27年4月1日現在



(2) 職員配置表

平成27年4月1日現在

									ļ	双 21 牛	1/11	_
		事			į	支 術	系	職員	į			計
	職種別	務	医	獣	薬	臨	診 療	衛	保	管	運	
		系				床検	放	生検		理		
課	名 等	職		医	剤	査	射 線	查	健	栄	転	
19/10						技	技	技	, t-y-à	養	-	
		員	師	師	師	師	師	師	師	士	手	
所長	ē兼地域保健部	長	1									1
総	次長兼部	長	L									1
務	総務企画	課	7						1		1	9
福	福 祉 指 導	課 ′	7									7
祉	生活福祉	課 ′	7									7
部												
地	部長補佐(総括	5)			1							1
域	健 康 支 援	課 2	2						6			8
保	健 康 対 策	課	L			3	1		6	2		13
健	生活衛生	課		8	6							14
部	試 験 検 査	課			3	1						4
	合 計	25	5 1	8	10	4	1		13	2	1	65

第2章 事務事業執行方針及び重点事業

1 事務事業執行方針

保健福祉行政は、人口減少・少子高齢化の進展、単独世帯の増加など家族構成の変容、家庭や地域のつながりの希薄化、価値観の多様化等、社会構造が大きく変化する中、財政の健全化や行政改革の推進が求められる一方で、生活困窮者や生活保護受給者への対応、在宅療養ニーズへの対応、特別養護老人ホーム入所待機者の解消、新型インフルエンザ等の新たな感染症への対応、災害時における地域医療体制の確保、医療・保健・福祉を支える人材の早急な育成、県民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小、生活習慣病の発症・重症化予防の徹底など、数多くの課題を抱えています。

一方、国においては、安定財源を確保しつつ、受益と負担の均衡がとれた持続可能な制度の確立 に向けた社会保障制度改革を進めており、今後、各分野ごとに検討が加えられ、順次制度改革が実 施される予定であるため、これらの動向を注視しながら適切に対応する必要があります。

平成27年度における施策の推進に当たっては、これらのことを踏まえながら、5年目となる栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」に掲げたプロジェクトの着実な推進を図るとともに、「栃木県保健医療計画(6期計画)」や「とちぎ健康21プラン(2期計画)」をはじめ、「栃木県高齢者支援計画『はつらつプラン 21 (六期計画)』」「とちぎ子ども・子育て支援プラン」「とちぎ障害者プラン21(2015~2020)」「栃木県障害福祉計画(第四期計画)」「栃木県がん対策推進計画(2期計画)」「栃木県歯科保健基本計画」など各分野ごとの計画を着実に推進していくことを基本として、「健康長寿とちぎづくり県民運動」を推進する等により、県民誰もが安心して子どもを産み育てることができ、年齢や障害の有無にかかわらず健やかに暮らし、すべての県民が住み慣れた地域で生きがいを持って、その人らしい充実した生活を送ることができる環境づくりを進めていきます。

2 重点事業

〇 総務福祉部

(1) 保健・医療及び福祉の総合的推進

- ・ 地域保健福祉対策を総合的に推進するため、県北健康福祉センター協議会を開催します。
- ・保健・医療及び福祉を総合的に推進するため、地域の「保健・医療・福祉」の統計から現状と課題を整理し、関係事業課との調整を図りながら地域の実情に合った効果的な支援を行います。
- ・ 誰もが住み慣れた家庭や地域において、病気になっても、高齢になっても安心して生活できる よう、在宅医療体制の充実を図り、地域包括ケアシステムの構築支援を行います。

(2) 保健・医療・福祉関係職員等の養成及び研修の充実

- ・ 保健・医療・福祉従事者の養成確保と資質向上を図るため、実習生の受入れ体制を整備すると ともに実習内容の充実を図るため関係機関へ協力を依頼します。
- ・ 住民のニーズに対応した保健・医療・福祉等の総合的なサービス提供が可能となるよう、市 町保健福祉関係職員等に対する研修を実施します。

(3) 健康危機管理体制の整備

- ・ 地域住民の生命、健康の安全を脅かすおそれのある各種健康危機に適切かつ迅速に対応するため、県北地区における健康危機管理の拠点として、地域の関係機関、団体と連携し、平常時の備えや健康危機発生時における危機管理体制を整備します。
- ・ 災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、保健・医療の専門的見地からの調整・判断が可能な体制を整備します。

(4) 医療機関に対する指導

・ 医療機関の適正な運営を確保するため、医療法に基づき病院及び有床診療所に対する立入検査 等を実施します。

(5) 介護保険事業に対する市町支援及び居宅サービス事業者への指導監査等の実施

- ・ 介護保険事業の適正な運用を図るため、市町(保険者)の介護保険事業運営に対する実地指導 を行うとともに、認定調査員及び認定審査会委員への研修を実施します。
- ・ 居宅サービス事業者及び居宅介護支援事業者の指定を行うとともに、居宅サービス事業者、居 宅介護支援事業者及び介護老人保健施設に対する指導監査を実施します。

(6) 地域福祉に係る市町等支援及び指導監査の実施

- ・ 各種福祉手当支給事務等の適正な運用を図るため、市町社会福祉業務指導監査を実施します。
- ・ 町社会福祉協議会の適正な運営に資するため、町社会福祉協議会指導監査を実施します。
- ・ 保育行政の適正な運用を図るため、保育所、市町及び保育所のみを経営する町拠点の社会福祉 法人に対して、的確な指導・助言等を行います。
- ・ 子育て支援事業の適正な運用を図るため、実施市町・法人団体等に対して、的確な指導・助言 等を行います。

(7) 児童及びひとり親家庭福祉対策の推進

- ・ひとり親家庭等の子育て家庭の生活の安定と質の向上を図るとともに、自立支援を推進します。
- ・ 各種相談に対応するとともに、児童扶養手当等の支給や母子父子寡婦福祉資金等の貸付を行います。
- ・児童虐待や配偶者等からの暴力の防止と被害者保護のため、関係機関等と連携して支援します。

(8) 生活保護の適正実施

- ・ 生活保護法に基づき、生活困窮者に対し健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、 その自立を助長します。
- ・ 生活保護の申請に際し、公平・厳正な制度適用を行うとともに、保護の要否に係る調査を徹底します。
- ・ 被保護世帯について的確な生活実態把握に努めます。
- ・ 不正、不適正受給対策の強化に努めます。
- ・ 被保護者就労支援事業等の自立支援プログラムを実施し、自立を助長します。

(9) 生活困窮者自立支援事業の推進

- ・ 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者を幅広く受け止め包括的な支援を実施します。
- ・ 自立相談支援事業において、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について必要な情報提供 及び助言を行うとともに支援プランを作成し、本人の状況に応じた適切な支援を継続的に受けら れるよう各支援事業を実施します。

〇 地域保健部

(10) 精神保健福祉対策の推進

- ・ 増加傾向にあるストレスや不適応などの精神的諸問題を抱える人や家族を総合的に支援するため、精神科医師・保健師等による相談や訪問、関係機関との連携を推進します。
- ・ 自殺対策基本法の基本理念を踏まえ、相談体制を強化します。また、ネットワーク会議、研修 を通して関係者間の連携を推進します。
- ・ 精神保健福祉法に基づき、緊急に医療を必要とする精神障害者に対して適切な医療を確保する ため、申請や通報の受理、実地調査、診察、判定、連絡調整を実施します。
- ・精神障害者の地域移行・地域定着支援に向けた関係者の調整・連携を進めていきます。

(11) 母子保健対策の推進

- ・ 乳幼児の心身障害の早期発見・早期療育のため、総合養育支援事業、乳幼児二次健康診査事業、 発達障害児支援事業を実施します。
- ・ 学齢期の子どもの心の相談窓口を開設し、地域の関係機関と連携した子どもの心の相談支援体制の構築を図ります。
- ・ 思春期保健対策として、思春期教室の開催、ピアカウンセラー等の派遣を行います。また、 関係機関連携会議や研修等を開催し支援体制の強化を図ります。
- ・ 不妊対策の充実のため、すこやか妊娠サポート事業、不妊に悩む方への特定治療支援事業を実施します。

(12) とちぎ健康21プランの推進

- ・ とちぎ健康21プランの推進を図るため、県北地区地域・職域連携推進事業等、また、生活習 慣病予防対策や市町の健康増進事業への支援を行います。
- ・ 県民の食生活栄養改善を図るため、専門的栄養相談、地域の人材育成、子どもの頃からの生活 習慣病予防事業、官民協働の健康づくり推進事業を実施します。
- ・ 健康増進法に基づき、特定かつ継続的に食事を提供する施設に対し、栄養管理の実施について 情報の提供、助言指導及び研修等を行います。

(13) 難病及び小児慢性特定疾病対策の推進

- ・ 患者及びその家族が安心して療養できる環境づくりを推進するため、関係機関と連携し、療養 状況や支援の必要に応じた支援を実施します。
- ・ 地域生活支援体制を確保するため、在宅ケア推進会議や訪問指導等を実施します。
- ・ 個々の状況に応じた具体的な支援計画に基づき、在宅療養の支援を行います。

(14) 感染症予防対策の推進

- ・ 感染症集団発生の予防のため啓発情報の発信をします。
- 発生時の的確な防疫対応のため、関係者に対する講習会や指導助言を行います。
- ・ 結核を含む感染症発生に対し、必要な範囲に対し調査を実施します。
- ・ 新型インフルエンザ等行動計画やガイドラインをもとに、新型インフルエンザの発生に備える ため、関係機関との連携を強化します。
- ・ エイズ及び性感染症対策として、HIV抗体検査、性器クラミジア、淋菌及び梅毒の検査や相 談の啓発に努めます。
- ・ 風しん症候群発症予防のため、妊娠を希望する女性等への風しん抗体検査を実施します。

(15) 食品の安全確保の推進

- ・ 食品の安全性を確保し、健康被害の発生を防止するため、県食品衛生監視指導計画に基づき、 食品関係営業施設等に対する監視指導を強化します。特に、大規模観光地である那須・塩原を 中心とした営業施設や広域流通食品製造業を重点的に監視指導するとともに、学校給食等の大 量調理施設に対する衛生管理の徹底を指導します。
- ・ 食中毒などの健康被害の防止のため、営業者自身による自主衛生管理や食品の適正表示の推進 を図るとともに、「とちぎハサップ」の認証取得を推進します。
- ・ 不良食品の流通を防止するため、収去検査を実施します。
- ・ 消費者・食品営業者等との相互理解を促進するため、食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)を実施します。

(16) 生活衛生の推進

- ・ 日常生活に密接な関係のある理容所・美容所・旅館・公衆浴場等の生活衛生関係営業施設の衛生確保を図るため、監視指導を実施します。特に、入浴施設におけるレジオネラ症発生防止のため、公衆浴場及び大規模旅館については重点的に実施します。
- ・ 多人数が利用する大規模店舗等の特定建築物における衛生的な環境の確保のため、監視指導を 実施します。

(17) 薬事対策の推進

- ・ 医薬品、医療機器等の有効性及び安全性を確保するとともに、毒物・劇物等による危害の発生 を防止するため、監視指導を実施します。特に、薬局・医薬品販売業者に対する販売管理体制 等の監視を強化します。
- ・ 深刻な社会問題になっている薬物乱用を防止するため、薬物乱用防止指導員と連携する等、正 しい知識を普及啓発すると共に再乱用防止のための支援を行います。

(18) 温泉の保護と適正利用の推進

・ 温泉の適正利用を図るため監視指導を実施します。

(19) 試験検査の推進

・ 科学的な根拠に基づいた行政指導を行うため、精度の高い規格基準検査を実施するとともに試験検査の信頼性の確保を図ります。また、食品衛生向上のため、規格基準検査以外にも腸管出血性大腸菌O - 157やサルモネラ属菌の汚染実態調査を実施します。

3 年間行事予定

	通 年	毎月定期的	随時	その他
総務企画課	*健康危機に関する事務	*人口動態調査(毎月1回)	*健康福祉センター協議会	*石綿健康被害救済事務
	* 保健、医療及び福祉に関	*病院報告(患者票)	*圈域障害者雇用支援合同会議	*保健福祉動向調査
	する総合的な情報提供	(毎月1回)	*健康危機管理連絡協議会	*医療施設(静態)調査
	*地域保健に係る統計処理	*医療施設(動態)調査	*地域保健福祉教育研修	(3年に1回)
	*地域保健福祉関係職員	(毎月1回)	*介護保険審査会委員研修	*患者調査、受療行動調査
	等の養成研修		・認定調査員研修	(3年に1回)
	*医療機関立入検査		*医師、保健師、看護師等養	*医師・歯科医師・薬剤師調
	* 医療法に基づく許認可事務		成実習受け入れ	査(2年に1回)
	*各種免許申請受付事務		*医療施設、あ. は. き等施術	
	*施術所、歯科技工所の		所、歯科技工所の指導事務	
	開設届受付		*死体解剖保存法の許認可	
			*救急法等講習会	
			*衛生検査所立入調査	
			*医療安全相談	
福祉指導課	*児童扶養手当関係事務	*福祉行政報告例の報告	*老人ホーム入所判定委員会	*民生委員・児童委員一斉
	*特別児童扶養手当関係事務	(毎月20日)	*DV相談	改選及び関連業務
	*特別障害者手当等関係事務	*町要保護児童対策地域		(3年に1回)
	*母子父子寡婦福祉資金	協議会(毎月)	*里親申請受理・調査	*新任民生委員・児童委員
	貸付及び償還事務		*ひとり親家庭等自立支	研修会(一斉改選の年の
	*介護保険居宅サービス		接諸施策	12月中旬)
	事業所指導		*乳児家庭全戸訪問事業及	
	*介護老人保健施設指導		び養育支援訪問事業事務	
	*保育所指導 *市町社会福祉業務指導*		*一時預かり事業及び家 庭的保育事業事務	
	町社会福祉協議会指導		*地域子育て支援拠点事	
	*子育て支援事業指導		業事務	
	*介護保険居宅サービス事		*放課後児童健全育成事業事務	
	業所等の指定・更新変更等		*要保護児童対策地域	
	木/// 寸少/月/仁 大柳女大寸		協議会巡回訪問指導	
			*管内町民生委員·児童	
			委員協議会	
生活福祉課	*相談·新規申請処理	*被保護者調査の報告		*自立支援プログラムの活
	* 生活保護ケース訪問調査	(毎月 20 日)	*ハローワーク就労相談会	
	*生活困窮者自立支援事	*生活保護費支給事務処理	*生活困窮者自立事業、	* 各町民生·児童委員協議
	業実施	*生活困窮者自立支援事	就労準備支援事業・学習支	会にて生活保護研修
		業支援調整会議	援事業委託業者との打合せ	
健康支援課	*精神保健家庭訪問指導	*精神保健クリニック	*精神科緊急医療	
	*精神保健面接相談対応	(奇数月第4木曜日・	(通報、申請等処理)	
	*精神保健福祉手帳交付事務	偶数月第4水曜日)	*精神保健事例検討会	
	*自立支援医療(精神通	*精神保健受理会議	*自殺対策担当者研修会	
	院)事務	(毎月第1水曜日)	*管内精神保健福祉関係者	
	*精神入退院届·定期病	*母子保健受理会議	研修 (思春期事例検討会)	
	状報告受理	(毎月第1水曜日)	*思春期健康教育	
	*精神科病院実地指導・	*精神障害者家族教室	*発達障害児支援事業	
	実地審査	(毎月第3金曜日)	*総合養育支援事業	
	*精神障害者地域移行支援事業	*精神受理会議等におけ	*心の健康無料相談	
	*自殺対策事業	る市町支援		
	*障害者自立支援法に基			
	づく相談支援体制の支援	(県北・矢板・烏山地区)		
	*発達障害者・高次脳機			
	能障害者への支援	(毎月第1木曜日)		
	*母子保健家庭訪問指導			
	(養育支援訪問指導事業を			
	含む)			
	母子保健面接相談対応			
	特定不妊治療費助成事業			

	通年	毎月定期的	 随 時	その他
健康対策課 生活衛生課	*とちぎ健康21プラン普及促進 *健康長春とちぎづくり推進 条例推進 *喫煙対策 *地域・職域連携推進事業 *栄養成分表示促進 *光養成分表示促進 *光養成分表示促進 *光音食腫素21協力店の 推進拡大事業 *給食施製相談、指導事業 *指定難病・小児慢性特定 病医療申請事務 *指定難病・小児慢性特定 病医療申請問指導負担申請事務 *結核医療費公費援、家庭訪問指導 *結核医療費公費援、家庭訪問指導 *結核医療費公費援、家庭訪問 *結核医療費公費援、家庭訪問 *結核医療費公費援、家庭訪問 *結核医療費公費援、家庭訪問 *結核医療費公費援、家庭訪問 *結核医療費公費援、家庭訪問 *結核医療費公費援、家庭訪問 *結核医療費公費援、家庭訪問 *結核医療費公費援、家庭訪問 *結核医療費公費援、家庭訪問 *結核医療費公費援、家庭訪問 *結核医療費公費援、家庭訪問 *結核医療費公費援、家庭訪問 *結核医療費公費援、家庭訪問 *結核医療費公費援、家庭訪問 *結核医療費公費援、家庭訪問 *結核医療費、生養性、表面、表面、表面、表面、表面、表面、表面、表面、表面、表面、表面、表面、表面、	*受理会議(指定難病・小慢) (毎月1回) *HIV抗体迅速検査、性感染症検査・相談 (毎週火曜日) *肝炎(B型、C型)検査・相談(毎週火曜日) *骨髄バンク登録受付 (毎月第2・第4火曜日) *腸内細菌検査 一般:毎週月・水曜日 集団給電日 *結核・感染症発生動向調査(報告、還元) *感染症診査協議会結核部日) *感染症診査協議会結核部日) *所内DOTSカンファレンス (毎月第2・第4水曜日) *地域DOTSカンファレンス(毎月第4金曜日)	*給食施設届出等処理 *病態栄養相談 *市町栄養士研修 *ヘルシーライフ推進員研修 *子どもの頃からの生活習慣病所事業 *生活習慣病医療連携支援事業 *指定難病専門医等による 訪問指導 *結核を含む感染症発生届出 及び検疫通報等の対応処理 *感染症集団発生報告の対応処理 *HIV等に関する相談対応	*生活習慣病関連健康教室 (依頼時) *市町健康増進計画評価等支援 *市町健康増進事業関連各種 実績取りまとめ *市町健康づくり推進協議会 *市町給食管理委員会 *給食施設従事者研修会 *市町食育推進会議 *給食施設実施状況報告 (5月、11月分) *難病患者・家族会
試験検査課	*食品の検査(収去検査、 汚染物質調査) *免許申請受付(薬剤師、 麻薬、調理師等) *特定建築物の立入検査 *建築物衛生法に関する 事業登録 *薬局及び医薬品販売業 の許可、監視指導 *毒物劇物販売業の登録 及び取扱施設の監視指導 *麻薬等の監視指導 *温泉関係許可、監視指導 *慮染症予防機動班 *食品収去検査	*薬物再乱用防止教育事業による尿検査及び面談 *腸内細菌検査	*食中毒(疑)関連調査	
	*環境公害検査 *食品検査内部精度管理 及び技能評価 *食品衛生検査施設GL P管理 ・機器器具の管理 ・検査実施の管理 他	集団給食従事者等:毎月 第2火曜日 *薬物再乱用防止教育事 業尿検査	*外部精度管理調査	

4 毎月行事予定

	4 月	5 月	6 月
総務企画課		*管内市町主管課長等会議 *県北地区健康危機管理連絡会議	*国民生活基礎調査(世帯票等調査) *安全衛生委員会担当課長会議 *県北健康福祉センター協議会 *障害保健福祉圏域調整会議
福祉指導課	*年間指導計画作成	*那須地区青少年育成推進連絡協議会総会·青少年育成指導員等部会 *母子父子寡婦福祉資金償還対策強化月間	*特別児童扶養手当担当者会議
生活福祉課	*実施方針及び事業計画書策定 *適正実施推進事業決定 *各町民生児童委員協議会 *厚生労働省指導監査関係報告 *生活保護関係暴力団対策連絡協議会 *福祉事務所生活保護関係課(係) 長会議 *生活保護行政新任職員研修会 *前期準教科書代支給 *後発医薬品使用促進チラシ配布 *生活困窮者自立支援事業、就労 準備支援事業及び学習支援事業 委託業者契約	*各ハローワーク就労支援会議 *保護の動向作成 *家屋補修等一時扶助実施計画樹立 *長期入院・外来患者指導台帳作成 *国民年金等受給額調査 *運営方針及び業務執行計画報告 *厚生労働省指導監査関係報告 *社会福祉行政新任職員研修会 *生活保護行政新任職員研修会 *中国残留邦人事務担当者会議 *実施方針及び事業計画書ヒアリング *生活困窮者自立支援事業支援調整会議(月1回)	*校外活動参加費調查 *生活保護行政新任職員研修会 *被保護世帯課税(収入)状況調 查 *介護保険料等調查
健康支援課		*総合養育支援事業(ふたごの会 県北) *管内精神保健福祉関係者研修会	
健康対策課	*地区食生活改善推進団体連絡協議会第1回役員会(3地区) *原爆健診(委託)受付事務(4月~)	会総会(~6月 3地区)	*よい歯のコンクール (2地区) *在宅栄養士研修会 *給食施設従事者研修 *ヘルシーグルメ選手権 (~8月) *難病医療ネットワーク地域連携会議 *在宅難病患者支援従事者研修 *禁煙推進事業 *在宅医療連携ネットワーク連絡会議 *HIV検査普及週間事業
生活衛生課	*食品営業許可更新施設検査(那須塩原市塩原、那須町、高根沢町)	*食品営業許可更新施設検査(那 須塩原市黒磯・西那須野、さくら 市喜連川、那須烏山市南那須、那 珂川町小川) *食品衛生責任者養成講習会 *不正大麻・けし撲滅運動(~7月) *源泉調査	*食品営業許可更新施設検査(大田原市大田原、那須烏山市烏山)
試験検査課	*健康福祉センター生活衛生課長等会議 *食品衛生担当者会議 *環境保全担当新任者研修会	*食品衛生検査施設業務管理連絡 会議 *保健環境関係試験検査初任者研修(食中毒菌・食品理化学・食品細菌・工場排水等) *食品衛生監視員等研修会 *環境保全担当者研修会 *日本食品衛生学会	*全国食品衛生外部精度管理調查 (微生物) *日本食品微生物学会学術tミナー

	7 月	8 月	9 月
総務企画課	*地区公衆衛生協会理事会・総会	*障害保健福祉圏域調整会議	*地域保健福祉関係職員等研修 *救急法等講習会 *医療機関立入検査
福祉指導課	*介護保険居宅サービス事業所実地指導監査(~2月) *介護老人保健施設実地指導(~2月) *市町保育行政及び保育所指導監査(~2月) *一時預かり事業指導監査(~2月) *地域子育で支援拠点事業指導監査(~2月) *放課後児童健全育成事業補助金検査(~2月) *放課後児童健全育成事業補助金検査(~2月) *配偶者暴力防止対策担当者会議 *国民生活基礎調査(所得票調査) *第1回青少年健全育成研修会 *第1回青少年立入調査(中旬)	*介護保険居宅サービス事業所実地指導監査 *介護老人保健施設実地指導 *市町保育行政及び保育所指導監査 *一時預かり事業指導監査 *地域子育で支援拠点事業指導監査 *放課後児童健全育成事業補助金検査 *市町社会福祉業務指導監査	*介護保険居宅サービス事業所実地指導監査 *介護老人保健施設実地指導 *市町保育行政及び保育所指導監査 *一時預かり事業指導監査 *地域子育で支援拠点事業指導監査 *放課後児童健全育成事業補助金検査 *市町社会福祉業務指導監査 *放課後児童健全育成事業費補助金交付申請 *第2回青少年育成指導員部会 *栃木県少年の主張発表那須地区大会(10日) *青少年指導員部会・研修会
生活福祉課	*被保護者全国一斉調查基礎調查 *資産保有·活用状況調查、資産台帳整備 (3年毎) *校外活動参加費決定支給 *賞与認定 *児童扶養手当認定替 *支援給付施行事務監查	*被保護者全国一斉調査基礎調査 *後期準教科書代調査 *自主的內部点檢 *生活保護法施行事務監査	*ケース自己点検 *後期準教科書代支給 *生活保護行政担当職員研修会 I
健康支援課	*発達障害児指導者研修会 *自殺対策ネットワーク会議 *管内精神保健福祉関係者研修会 *地域移行・地域定着連絡会	*発達障害児指導者研修会 *自殺対策関係者研修会	
健康対策課	*指定難病特定医療費更新事務・面接(~9月) *地区食生活改善推進団体連絡協議会第2回役員会(~8月 3地区) *子供の料理コンクール1次審査	*指定難病特定医療費更新事務・面接 *在宅栄養士・給食施設従事者研修 *子どもと家族の健康づくり推進 協議会(食育講習会) *小慢家族交流会	*指定難病特定医療費更新事務・面接 *食生活改善推進員リーダー研修会 *市町栄養士研修 *地域・職域連携推進事業研修会 *難病医療生活相談会(炎症性腸疾 患)
生活衛生課	*食品営業許可更新施設検査(さくら市氏家) *食品衛生夏季一斉取締り *食品衛生監視員等研修会 *とちぎハサップ推進月間 *食品衛生責任者再教育講習会 *プール監視(~8月) *毒物劇物取扱責任者試験願書受付 *生同協支部総会(大田原,矢板,烏山) *愛の血液助け合い運動月間	*食品衛生月間 *食品衛生夏季一斉取締り	*食品営業許可更新施設検査(大田原市黒羽・湯津上、矢板市、那珂川町馬頭) *食品衛生責任者養成講習会 *食品衛生責任者再教育講習会 *食品衛生責任者再教育講習会 *水道監視 *医療機関立入検査(~12月) *生同協支部役員会・特別相談員部会
試験検査課	*夏期食品一斉検査 *全国食品衛生外部精度管理調査 (微生物・理化学)	*食品衛生検査施設GLP内部点 検(監査) *食品衛生監視員協議会関東ブロック大会	* 県試験検査精度管理調査(細菌 試験・水質試験) * G L P機器定期点検

	10 月	11 月	12 月
総務企画課	*病院報告(従事者票) *医療機関立入検査 *災害医療検討部会県北地域分科 会	*地区公衆衛生大会 *救急医療機関の告示更新事務 *医療機関立入検査 *障害保健福祉圏域調整会議	*救急医療機関の告示更新事務 *医療機関立入検査 *衛生検査所立入調査 *在宅医療連絡会議
福祉指導課	*介護保険居宅サービス事業所実地指導監査 *介護老人保健施設実地指導 *市町保育行政及び保育所指導監査 *一時預かり事業指導監査 *地域子育て支援拠点事業指導監査 *放課後児童健全育成事業補助金検査 *市町社会福祉業務指導監査 *介護保険保険者実地指導 (~11月) *第2回青少年健全育成研修会 *主任児童委員研修会	*介護保険居宅サービス事業所実地指導監査 *介護老人保健施設実地指導 *市町保育行政及び保育所指導監査 *一時預かり事業指導監査 *地域子育て支援拠点事業指導監査 *放課後児童健全育成事業補助金検査 *市町社会福祉業務指導監査 *介護保険保険者実地指導 *青少年健全育成視察研修会 *第2回青少年立入調査	*介護保険居宅サービス事業所実地指導監査 *介護老人保健施設実地指導 *市町保育行政及び保育所指導監査 *一時預かり事業指導監査 *地域子育で支援拠点事業指導監査 *放課後児童健全育成事業補助金検査 *市町社会福祉業務指導監査 *母子父子寡婦福祉資金償還対策強化月間 *町社会福祉協議会指導監査(~2月)
生活福祉課	*長期入院・入所ケース訪問調査 (~12月) *収入申告書徴収(入所・入院) *冬季加算認定 *生活保護査察指導員研修会(県 社協主催)	*扶養義務調查管內実地調查 *期末一時扶助認定 *収入申告書徵収(農業収入)	*扶養義務調查文書調查 *家賃・間代・地代調查 *校外活動参加費調查 *福祉事務所查察指導員業務研究会
健康支援課	*管内精神保健福祉関係者研修会	*母子保健推進部会 *自殺対策関係者研修会	*発達支援療育ネットワーク事業 (研修会) *総合養育支援事業(ふたごの会 県北) *自殺対策関係者研修会 *地域移行・地域定着連絡会
健康対策課	*給食施設従事者研修 *生活習慣病在宅支援従事者研修会 *原爆健診(希望による)事務 *在宅栄養士研修会 *子どもと家族の健康づくり推進事 業(食育講習会)	*国民健康・栄養調査 *在宅難病患者援助対象者見直し検 討会	*世界エイズデー事業 (定期外HIV迅速検査)
生活衛生課	*食品営業許可更新施設検査(那須町、高根沢町、那須烏山市南那須、那珂川町小川) *食品衛生責任者再教育講習会 *クリーニング師試験願書受付		*食品、添加物等の年末一斉取締り *食品営業許可更新施設検査(大田原市大田原) *生同協支部研修会 *献血推進協議会
試験検査課	*全国食品衛生外部精度管理調查 (微生物) *全国食品衛生監視員研修会 *日本食品衛生学会	*全国食品衛生外部精度管理調查 (微生物) *日本食品微生物学会学術総会	*年末食品一斉検査 *県試験検査精度管理調査結果検 討会(細菌試験・水質試験) *食品衛生監視員等研修会

	1 月	2 月	3 月
総務企画課	*医療機関立入検査	*地域保健福祉関係職員等研修 *在宅医療推進会議 *医療機関立入検査	*県北健康福祉センター協議会 *県北圏域障害者雇用支援合同会議
福祉指導課	地指導監査 *介護老人保健施設実地指導 *市町保育行政及び保育所指導監査 *一時預かり事業指導監査 *地域子育で支援拠点事業指導監査 *放課後児童健全育成事業補助金検査 *町社会福祉協議会指導監査	*介護保険居宅サービス事業所実地指導監査 *介護老人保健施設実地指導 *地域包括支援センター連絡会議 *市町保育行政及び保育所指導監査 *一時預かり事業指導監査 *地域子育て支援拠点事業指導監査 *放課後児童健全育成事業補助金検査 *町社会福祉協議会指導監査 *那須地区青少年育成推進連絡協議会役員会 *民生委員・児童委員地区別研修会	* 放課後児童健全育成事業費補助 金交付決定支払
生活福祉課	*中学·高等学校卒業予定者進路調查 *通学用自転車等購入費調查 *高等学校受験状況調查	*入学準備金支給(小・中学校入学者) *被服費支給(小4進級者) *就職支度金支給 *通学用自転車等購入費決定支給 *世帯分離見直し検討 *前期準教科書代調查 *学校給食費調查 *公営住宅家賃調查 *生活困窮者自立支援事業、委託 業者選定	*基準改定認定(次年度) *援助方針・ケース分類・年間訪問計画見直し決定 *中学・高等学校卒業者進路確認 *基準改定説明会 *冬季加算削除 *老齢年金受給対象者リストアップ *扶養義務調査台帳作成 *生活困窮者自立支援事業、委託業者選定
健康支援課	*自殺対策ネットワーク会議	*精神保健福祉・母子保健事業見 直し検討会	*精神保健援助対象者見直し検討会 *母子保健援助対象者見直し検討会
健康対策課	*小児慢性特定疾病更新事務(~3 月) *在宅栄養士研修会 *給食施設従事者研修 *子どもと家族の健康づくり推進 協議会	*小児慢性特定疾病更新事務 *地域・職域連携推進部会 *健康対策課事業見直し検討会 *原爆健診(委託)事務 *在宅難病患者援助対象者見直し検討会 *市町栄養士研修会	*小児慢性特定疾病更新事務 *地区食生活改善推進団体連絡協議 会第3回役員会(3地区) *在宅栄養士研修会 *結核患者管理、接触者健診(わかば号)
生活衛生課	*食品営業許可更新施設検査(さくら市)	*食品営業許可更新施設檢查(大田原市黒羽・湯津上、那珂川町馬頭) *食品衛生責任者養成講習会 *生同協支部研修 *管内献血担当者会議 *毒物劇物業務上取扱者監視指導	*食品営業許可更新施設検査(矢板市)
試験検査課	*排液搬入 *GLP機器定期点検	*保健環境センター試験研究連絡 会議(環境部門・保健部門) *GLP機器定期点検	*生活衛生関係業績発表会 *GLP機器定期点検 *日本水環境学会

第3章 各部(各課)別事務概要

1 総務企画課

1 保健、医療及び福祉の総合的推進

- (1) 県北健康福祉センター協議会を開催します。
- (2) 管内市町主管課長会議を開催します。
- (3) 県北在宅医療推進支援センターにおいて、県北保健医療圏域での『県北地域在宅医療推進会議』、那須、塩谷、南那須の各在宅医療圏域での『各地区在宅医療連絡会議』、『各地区在宅医療連絡会議部会(ワーキング)』及び研修会等を開催し、地域における連携を推進します。
- (4) 障害保健福祉圏域調整会議及び県北圏域障害者雇用支援合同会議を開催します。
- (5) ホームページ等を活用し、適時適切な情報提供を行います。

2 健康危機管理の総合調整

- (1) 「県北地区健康危機管理連絡会議」を開催し、県北健康福祉センターを中核とした、平常時に おける関係機関・団体との連携体制の構築と、健康危機発生時における情報の収集、伝達、提 供体制及び対応体制を整備します。
- (2) 健康危機管理への意識の高揚を図るため研修会等を開催します。
- (3) 栃木県救急・災害医療運営協議会災害医療体制検討部会県北地域分科会を開催し、災害医療 体制の整備に向けた検討を行います。

3 統計調査の実施

(1) 厚生労働省の委任により、公衆衛生活動の基礎資料となる人口動態調査や国民生活基礎調査 をはじめ、医療施設調査、病院報告、衛生行政報告例、地域保健・健康増進事業報告等の各種 統計調査を行います。

4 保健・医療・福祉関係職員等の養成及び研修の充実

- (1) 保健・医療・福祉従事者の養成確保と資質の向上を図るため研修を実施します。また、実習生を受け入れます。
- (2) 保健福祉を担う関係者の資質の向上を図るため、地域保健福祉関係職員等研修を実施します。

5 病院及び診療所に対する指導、検査等の実施

- (1) 病院、診療所及び歯科診療所、助産所からの許認可申請及び届出についての審査、指導及び 検査を行います。
- (2) 病院及び診療所に対する立入検査を実施します。
- (3) センター協議会(病院開設等事前協議部会)で、管内医療圏内の病院の開設等に関する事前協議を実施します(随時)。
- (4) 医療安全センターに係る事務を行います。

6 あん摩マッサージ指圧師等施術所、柔道整復師施術所、歯科技工所、衛生検査所に対する指導、 検査等の実施

- (1) あん摩マッサージ指圧師等施術所、柔道整復師施術所、歯科技工所、衛生検査所からの届出 についての審査及び指導を行います。
- (2) 衛生検査所に対する立入調査を行います。

7 救急医療対策の充実

- (1) 救急法等講習会を開催します。
- (2) 救急告示医療機関の認定申出(新規・更新)に対する調査を行います。

8 地区公衆衛生大会の開催

(1) 大田原地区・矢板地区・南那須地区公衆衛生協会の指導援助及び地区公衆衛生大会を開催します。

9 各種免許の交付

- (1) 次の各種免許に関する申請、籍訂正、再交付申請等の受理、免許証の交付を行います。
- ア 〈国免許〉医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師(H22年3月末から申請廃止)、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、歯科技工士、管理栄養士
- イ 〈県免許〉准看護師、栄養士

10 石綿による健康被害の救済給付の実施

(1) 石綿による健康被害の救済制度による救済給付の認定申請の受付業務を行います。

2 福祉指導課

1 市町社会福祉業務及び町社会福祉協議会に対する指導監査の実施

- (1) 管内市町社会福祉業務指導監査を実施します。
- (2) 管内町社会福祉協議会の指導監査を実施します。

2 高齢者福祉・介護保険に係る支援及び指導監査の実施

- (1) 老人ホーム入所判定委員会に参加し、指導・助言を行います。
- (2) 介護保険の運営主体である市町の実地指導を行います。
- (3) 介護保険に係る事業所指定・指導監査及び介護老人保健施設の指導を行います。
- (4) 地域包括支援センターに係る機能強化を支援します。

3 保育所に係る指導監査及び子育て支援事業に関する事務処理・指導監査の実施

- (1) 保育所及び社会福祉法人(町拠点)の指導監査を行います。
- (2) 保育行政の実施機関である市町の指導監査を行います。
- (3) 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の届出等の事務処理を行います。
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の指導監査を行います。
- (5) 一時預かり事業の届出等の事務処理を行います。
- (6) 一時預かり事業の指導監査を行います。
- (7) 地域子育て支援拠点事業の届出等の事務処理を行います。
- (8) 地域子育て支援拠点事業の指導監査を行います。
- (9) 放課後児童健全育成事業の補助金交付事務及び補助金検査を行います。

4 児童福祉法及び児童虐待防止法の推進

- (1) 児童虐待の予防・早期発見・防止を児童相談所及び関係部署と連携して行います。
- (2) 要保護児童の通告を受理し、児童相談所及び関係部署と連携して相談・支援を行います。
- (3) 里親制度に係る調査等を行います。
- (4) 要保護児童対策地域協議会に関する市町支援を行います。

5 民生委員・児童委員活動への支援

- (1) 民生委員・児童委員を対象とした各種研修会を開催します。
- (2) 主任児童委員研修会を開催します。
- (3) 民生委員・児童委員に係る事務処理を行います。
- (4) 民生委員・児童委員協議会への指導・助言を行います。

6 配偶者暴力防止法に係る被害者の相談・支援の推進

- (1) 婦人相談員等による相談・保護・指導を婦人相談所及び関係部署と連携して行います。
- (2) 配偶者暴力防止担当者会議の開催及びDV防止に関する啓発活動を行います。

7 売春防止法に係る要保護女子の調査及び指導の実施

(1) 婦人相談員等による早期発見、相談、指導を婦人相談所及び関係部署と連携して行います。

8 母子及び父子並びに寡婦福祉法の適正実施

(1) ひとり親家庭への相談・支援を行います。

(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付及び償還事務を行います。

9 児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給

- (1) 児童扶養手当(町)の受給資格認定及び支給事務を行います。
- (2) 特別障害者手当、障害児福祉手当等(町)の受給資格認定及び支給事務を行います。
- (3) 特別児童扶養手当(市町)の受給資格認定及び支給事務を行います。

10 地域福祉の推進

- (1) おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業に関する業務を行います。
- (2) 福祉関係の功績に係る叙勲・表彰に関する業務を行います。

11 青少年の健全育成の推進

那須地区青少年育成推進連絡協議会が行う次の事業を支援します。

- (1) 少年の主張発表地区大会
- (2) 環境浄化活動(有害図書類及び携帯電話等の販売店及び自動販売機の立入調査)
- (3) 青少年育成指導員・代表青少年育成推進員の研修会

3 生活福祉課

1 生活保護の適正実施

(1) 生活保護業務実施方針の策定及び適切な運用

生活保護法の実施に当たっては、被保護世帯の適切な処遇と自立促進を図るため、実施方針を策定し、関係機関との連携を密にして制度の適正な運用に努めます。また、生活保護制度が住民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化に努めます。

(2) 生活保護査察指導の実施

査察指導の実施に当たっては、生活保護法の適正な実施を確保するため、査察指導計画を策 定し実施します。

(3) 生活保護適正実施等推進事業の実施

生活保護の適正実施を確保し、生活保護制度に対する地域住民の信頼に応えることを目的として、次の事業を実施します。

ア 扶養義務調査徹底事業

生活保護の原理である補足性の要件を充足するため、扶養義務者等に対して扶養調査を行います。

イ 収入調査徹底事業

収入の調査を徹底し、的確な収入状況を把握します。

ウ 保護開始時預貯金等調査徹底事業

生活保護法第29条に基づき関係機関の調査を徹底します。

工 日用品費等支給適正運営事業

適正な日用品費等の支給を図るため、入院患者の日用品費等の調査を実施します。

才 福祉事務所職員県外研修事業

知識・技能等の習得のため、全国研修会等に職員を派遣して資質と実施水準の向上に努めます。

カ ケース診断会議等充実事業

開始・廃止の決定、処遇方針、措置内容等を総合的に検討し、決定の適法性、処遇の充実及びケース取扱いの妥当性を確保します。

(4) 自主的内部点検の実施

生活保護業務実施上の問題点と改善策を検討するため、個別ケースの内部点検を実施します。

(5) ケース検討・診断会議の運営実施

生活保護法の適正実施に当たり、複雑困難な問題を有するケースについて、開始・廃止の決

定、処遇方針措置内容等を総合的に検討し、決定の適法性、ケースの処遇充実及び妥当性を確保します。

(6) 自立支援プログラムの実施

被保護世帯の状況を把握し、被保護者の状況や自立阻害要因について類型化し、各類型毎に 自立支援の内容・実施手順を定めた自立支援プログラムに基づき、被保護者に対して必要な支 援を組織的に実施します。

- ア 生活保護受給者等就労自立促進事業(公共職業安定所との連携事業)
- イ 福祉事務所における就労支援プログラム
- ウ 年金受給支援プログラム
- エ 障害者自立支援プログラム
- オ 入院患者退院促進プログラム
- カ 金銭管理委託支援プログラム
- (7) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金の活用

一定額の資産価値を有する居住用不動産を所有する高齢者については、社会福祉協議会が行 う要保護者向け不動産担保型生活資金の活用を促進します。

(8) 被保護者就労支援事業

就労の支援に関し、被保護者からの相談に応じるとともに、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、公共職業安定所への同行訪問等、また就労後における職場定着に向けた支援を行います。

(9) 町、民生・児童委員、医療機関等との連携推進

管内町と連携を強化するとともに、民生・児童委員協議会に出席する等により連絡協力体制を堅持していきます。また、医療扶助の適正な実施を確保するため、医療機関に対し制度の趣旨徹底と連絡協力体制を推進していきます。

(10) 中国残留邦人に対する支援給付金の適正支給

中国残留邦人とその配偶者の生活の安定を目的として、その世帯の必要に応じて生活支援等を実施します。

(11) 生活保護の統計及び報告の実施

生活保護の実態を数量的に把握し、管内特性の把握等、生活保護行政運営のため活用します。

2 生活困窮者自立支援制度の実施

- (1) 生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施
- ア 自立相談支援事業の実施

管内4町に2名の自立相談支援員を配置しワンストップ型の相談窓口として生活困窮者からの相談を受け関係機関と連携し、早期に支援します。

イ 住宅確保給付金の実施

離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、有期で住居確保給付金を支給します。また、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

ウ 就労準備支援事業の実施

生活基礎能力、対人能力、社会適応能力等に問題を抱え、雇用による就労が著しく困難な生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備(訓練)を計画的かつ一貫して実施、支援をします。 エ 学習支援等事業の実施

生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯の児童等に対し、学習支援や児童等の悩みや進学などの助言を行い、児童の学習習慣・生活習慣の確立や学習意欲の向上にむけた支援をします。

オ 家計相談支援事業の実施

生活困窮の原因が浪費や借金返済等で家計の収支が取れないなど、家計に問題を抱える生活

困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明かにし生活の再生に向けた情報提供、 専門的な助言・指導を行い相談者自身の家計管理能力を高め、早期に生活が再生されることを 支援します。

4 健康支援課

1 精神保健福祉の推進

- (1) 精神保健福祉対策の総合的な推進
- ア 精神保健福祉相談指導事業

精神疾患の早期発見・早期治療を促進するため、精神保健福祉に関する相談、指導を実施します。

- ・精神保健福祉相談(クリニック)
- ·家庭訪問·面接·電話相談
- ・事例検討・コンサルテーション・受理会議等を実施し市町・関係機関と連携の推進
- イ 自殺対策事業の推進

自殺対策の一環として、住民を対象に普及啓発及び関係者の研修等を実施します。また、市 町や関係機関と連携し、自殺対策のセーフティネットを構築します。

ウ 精神科緊急医療の確保

精神保健福祉法に基づき、緊急に医療を必要とする精神障害者に対して適正な医療を確保するため、申請や通報の受理、実施調査、診察、判定、連絡調整を実施します。また、警察署等の通報機関と円滑に連絡調整を行うとともに、精神科救急情報センターと適切な連携・協力を行います。

エ 精神科病院に対する指導

適正な精神障害者の医療及び保護を確保するため、精神科病院の運営や入院者の処遇の状況 を実地に調査し、必要な指導を行います。

- (2) 精神障害者の自立の促進
- ア 自立支援医療の認定及び精神保健福祉手帳の交付
- イ 精神障害者地域移行・地域定着支援事業

精神障害者の地域移行・地域定着支援に向けた市町、精神科病院等関係機関に対して調整及び連携の推進を図ります。また、精神障害者の地域における生活への移行を促進するという精神保健福祉法の改正を踏まえて、精神科病院や地域援助事業者等関係機関と必要な連絡調整を行います。

ウ 市町・相談支援事業所との連携

市町等が行う障害者自立支援法に基づく相談支援体制が円滑に実施されるよう関係機関と連携を図ります。

- エ 発達障害者及び高次脳機能障害者に対する支援
- (3) 障害者の社会参加の促進
- ア 精神障害者社会参加総合推進事業

精神障害者、家族、ボランティア等を対象に、学習会や交流会を行います。

2 母子保健の推進

- (1) 子どもの健やかな成長、発達への支援
- ア 総合養育支援事業 (養育支援フォローアップ事業、養育支援グループ支援事業)

養育上、通常より注意深い配慮が必要とされる未熟児等に対して、健康状態に応じた健やかな発育を支援するため、一貫したフォローアップを行います。

イ 先天性代謝異常等検査採血用ろ紙等の配布

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常疾患や先天性甲状腺機能低下(クレチン)症の早

期発見を図るため採血用ろ紙等を医療機関に配布します。

ウ 新生児聴覚検査フォローアップ事業

聴覚障害また疑いのある児への早期に療育指導が講じられるよう支援します。

- エ 乳幼児健全育成事業(乳幼児二次健康診査、発達障害児支援事業、総合養育支援事業) 乳幼児の心身障害を早期に発見し、早期療育を行います。
- オ 療育の給付

長期間の入院治療を要する結核児童に対し、医療の給付及び学習用品・日用品の給付を行います。

カ 子どもの心の相談支援体制の強化事業

アスペルガー症候群等を持つ学齢期の子どもや保護者のために、子どもの心の相談窓口を開設し支援します。また、子どもの心の問題等に対応するため、地域の医療機関や保健・医療・福祉・教育関係機関と連携した支援体制の構築を図ります。

- (2) 安心して妊娠、出産できる環境の確保
- ア 母子保健相談指導事業

講習会等による各種の保健教育や個別の健康、育児に関する相談や妊娠出産について指導を 行う市町村への助言・指導・連携等を行います。

イ すこやか妊娠サポート事業

就職や結婚、妊娠、出産を迎える大学生等を対象に、妊娠出産に関する正しい知識等を普及 啓発し、妊娠や出産を踏まえたライフプラン設計を支援をします。

- エ 不妊に悩む方への特定治療支援事業で医療費の助成 保険適用外で、高額な体外受精及び顕微授精に係る治療費の一部を助成します。
- オ 受胎調節実施指導員免許申請の受理
- (3) 思春期保健の向上
- ア 思春期健康相談事業

思春期の子どもやその保護者が、基本的な知識を習得するためピアカウンセリング普及推進 事業や健康相談を実施します。

イ 思春期健康支援ネットワーク事業

思春期保健の充実を図るため研修会や事例検討会を実施します。

保健・福祉・医療・教育等関係機関が連携し、ネットワーク体制を構築します。

- (4) 母子保健推進体制の整備
- ア 母子保健推進部会

母子保健対策のあり方等について協議するとともに、保健・医療・福祉・教育等関係機関との連携を図ります。

5 健康対策課

- 1 とちぎ健康21プラン(2期計画)の推進
 - (1) 地域・職域連携の推進

県北地区の地域・職域連携推進部会を開催し、地域の健康課題の抽出や検討を実施します。

2 健康長寿とちぎ県民運動推進事業の推進

健康づくり推進条例に基づき、健康長寿とちぎ県民推進運動を推進します。

3 生活習慣病検診等対策の推進

市町の健康増進事業の支援及び検診受診率向上(特に職域世代)のため、事業を実施します。

4 企業・民間団体による健康づくり社会環境整備促進

産官学連携による健康づくり関連製品等企画促進及び健康づくり支援・相談拠点整備を促進します。

5 栄養改善対策の推進

(1) 専門的・広域的相談指導等推進事業

難病、アレルギー、危険因子が重複する循環器疾患患者等に対し、病態に即した食生活相談 指導を実施します。また、広域的見地から栄養改善対策を推進します。

(2) 地域の人材育成推進事業

地域の健康づくりや栄養改善業務を効果的に推進するため、管内市町所属及び在宅の栄養士、 食生活改善推進員等を対象に研修会・個別支援等を開催します。

(3) 給食施設等指導事業

健康増進法に基づき、特定給食施設やその他の給食施設等の衛生及び栄養管理の適正化を図るため、給食施設巡回指導や相談、研修会を開催します。

また、給食研究会を開催し、給食種別ごとのネットワークづくりを支援します。

(4) 国民健康・栄養調査受託

健康増進法に基づき、県民の健康・栄養状態を明らかにするため必要な調査を実施します。

(5) 特別用途食品及び栄養表示基準等指導事業

健康増進法及び食品表示法に基づき、食品の表示(栄養成分)や、保健機能食品、特別用途 食品等の表示基準等に関する指導を行います。

6 栄養食生活改善環境整備の推進

(1) 子ども食育健康づくり推進事業

子どもと家族を対象に、食を通じて健康づくりを推進するための会議・研修会等を開催します。また、子どもと家族の食生活等実態調査を実施します。

(2) ヘルシーグルメ推進事業

企業や団体と連携し、県民の健康的な食生活等の環境を整えるため、「とちぎ健康21協力店」の推進拡大、栄養成分表示やヘルシーメニューの提供に関する相談指導、研修会等を開催します。また、ヘルシーグルメ推進店への移行を推進します。

7 健康づくりロード事業

健康づくりのためのウォーキング普及に向けた機運を高めます。

8 喫煙対策の充実

(1) 地域における喫煙対策普及啓発事業

様々な団体・事業者等と連携した普及啓発活動や、市町が行う喫煙対策普及啓発事業の支援を 行います。

9 次世代への健康づくり新事業の実施

学校等へ健康づくり専門家を派遣し、健康づくりに関する意識の啓発や知識を提供します。

10 歯科保健の推進

県民自らが歯及び口腔の健康づくりに関心と理解を深めることができるよう、コンクールや啓発を実施します。

11 難病対策の推進

- (1) 平成27年1月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」及び「児童福祉法の一部を 改正する法律」による新たな難病医療助成制度が実施され、対象疾病が指定難病が58疾病か ら110疾病に(7月にはさらに拡大)、小児慢性特定疾病が514疾病から705疾病に拡 大されました。このことにより医療費助成申請者が増加する見込みであることから支援の充実 に努めます。
- (2) 小児慢性特定疾病、指定難病特定医療費

小児慢性疾病及び原因が不明で治療方法が確立していない難病のうち、特定の疾病について、その患者家族の医療費の負担軽減を図るため、保険診療自己負担分の一部を公費負担します。

(3) 在宅難病患者等支援事業(在宅療養支援計画策定・評価、在宅難病患者訪相談事業、在宅難

病患者支援事業、在宅難病患者訪問診療事業、小児慢性特定疾患総合支援支援事業)

在宅で療養している難病患者及び家族への支援を行うため、関係機関、患者団体及び専門医師等との連携を推進します。

- ア 在宅ケア推進会議
- イ 申請等の面接・電話相談
- ウ 保健師・専門医等による訪問指導、事例検討会
- 工 在宅難病患者支援者等研修会、相談会
- オ 在宅神経難病患者等の緊急時のための情報提供
- カ 患者・家族会支援
- (4) 在宅難病患者·家族支援事業

難病により長期に介護が必要になった患者家族等の負担を軽減するため、在宅の難病患者・ 家族の支援を実施します。

- ア 一時入院支援事業
- イ 介助人派遣事業
- ウ 小児慢性特定疾患患者訪問看護事業

12 感染症対策の推進

感染症の予防及びまん延防止のため、新型インフルエンザ等特定の感染症に対し、法に基づき 適切な対策を実施します。

- (1) 感染症予防対策
- ア 集団給食従事者、水道従事者、福祉施設入所者等の腸内細菌(細菌性赤痢、腸管出血性大腸 菌O-157等)の検索
- イ 感染症予防機動班による集団給食施設等への監視指導の実施
- ウ 施設等管理者や介護従事者等への感染症予防知識の普及啓発の実施
- (2) 感染症発生時対策

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、迅速かつ的確に対策を実施します。なお、感染症類型に応じて以下のことを行います。

- ア 疫学調査をはじめ、応急入院勧告、患者の搬送、健康診断の勧告や消毒の命令等の実施
- イ 感染症診査協議会、感染症診査協議会結核部会の開催
- ウ 医療費の公費負担の実施
- エ 結核患者の登録管理及び結核登録者情報システムの実施
- オ 結核患者各自に適した必要な服薬支援(地域DOTS)の実施
- カ 常時感染症指定届出医療機関からの感染症発生情報を収集し、住民へ感染症流行情報の提供 及び感染予防のための指導・助言の実施
- (3) 新型インフルエンザ等対策

行動計画及びガイドラインに基づき、迅速かつ的確に対策を実施します。

(4) エイズ・性感染症予防対策

特定感染症予防指針に基づき以下の事業を実施します。

- ア HIV抗体検査の実施・性感染症(梅毒、クラミジア、淋菌)検査の実施
- イ HIV検査普及週間や世界エイズデーにおける普及啓発の実施をはじめとするエイズ・性感 染症に関する相談・啓発事業の実施
- (5) 肝炎対策
- ア B型・C型肝炎検査の実施及びウイルス性肝炎者等陽性者フォローアップ事業の実施
- イ 電話等による相談の実施
- ウ 医療費の公費負担の実施
- (6) 風しん抗体検査の実施

13 原爆被爆者援護の推進

原子爆弾被爆者の援護に関する法律に基づき、被爆者の健康管理を図るため、手帳の交付、手 当の支給、健康診断の実施等被爆者援護事業を実施します。

14 骨髄バンク登録の推進

骨髄バンク登録に対する理解と普及啓発を推進するため、骨髄提供希望者からの相談を受け、 登録に必要な採血業務等を行います。

15 臓器移植の推進

臓器提供意思カードの普及を推進します。

6 生活衛生課

1 食品の安全確保の推進

ノロウィルスや腸管出血性大腸菌O-157等による食中毒など食品による事故の発生を防止するため、食品関係営業施設に対する指導及び検査等を実施します。

- (1) 食品関係営業施設の許可に係る指導及び検査 食品関係営業施設の新規許可及び更新許可に係る指導及び検査を実施します。
- (2) 食品関係営業施設及び給食施設の監視および衛生指導

食品衛生機動班を活用して、観光地のホテル、旅館、製造業者及び大規模販売等の食品関係営業施設を、また感染症予防機動班を活用して給食施設の監視指導を強化し、食品による健康被害の発生を防止します。さらに、食品製造加工業届出施設についても監視指導を行い、食の安全安心の確保に努めます。

(3) 食品の収去検査の実施

食品製造施設、スーパーマーケット等の食品販売店から食品を収去検査し、不良食品の流通を防止します。

また、放射線に汚染された不良食品の流通防止のため、併せて収去検査を実施します。

(4) 食品関係営業者等に対する衛生講習会及びリスクコミュニケーションの実施

食品関係営業者等に対する衛生講習会を実施し、食品の衛生的な取り扱い及び適正表示等の 指導を行うとともに、食品の安全性に対する正しい理解促進のため、消費者、食品関係営業者、 行政との相互理解推進を図ります。

(5) 食品衛生関係団体の育成指導

栃木県食品衛生協会の支部等の育成指導を行うとともに、食品衛生指導員等の活動強化を図り、食品取扱従事者の健康管理、施設の改善等の自主衛生管理を促進します。

(6) とちぎハサップの普及推進

栃木県食品自主衛生管理認証制度(とちぎハサップ)の普及を図ることにより、食中毒等事故のリスクを低減し、消費者が安全な食品を選択する際に参考となる情報を提供します。

2 生活衛生の推進

(1) 生活衛生関係営業施設の許可、監視指導

理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場及び興行場の確認、許可及び設備、衛生 管理等の監視指導を行います。

(2) 特定建築物の監視指導

特定建築物に対して、衛生的な維持管理に係る監視指導と共に特定建築物の届け出及び自主 管理の指導を行います。

(3) 衛生害虫等の駆除に係る指導

住宅衛生、衛生害虫等に係る相談に対して、駆除の方法等の適切な指導・助言を行います。

(4) 遊泳用プールの監視指導

設備、衛生管理等の監視指導を行います。

3 狂犬病予防事業の推進

市町及び獣医師会と連携し、狂犬病予防業務の推進を図ります。

4 水道対策の推進

良質で安定した水の供給を図るため、上水道、簡易水道等の施設整備及び適正管理の監視指導 を行います。

5 薬事対策の推進

(1) 薬局・毒物劇物販売業等の許認可、監視指導

薬局及び高度管理医療機器販売業等の許認可を行うとともに、医薬品等の有効性、安全性を確保するために監視指導を行います。

毒物劇物販売業の許認可を行うとともに、危害防止のための監視指導を行います。

(2) 薬局機能情報の提供

薬局機能情報を集約し、地域住民へのわかりやすい情報提供に努めます。

6 麻薬・薬物乱用防止対策事業

麻薬・向精神薬・大麻・覚せい剤原料取扱者等に対する免許事務を行うとともに、これらの施 設等への監視指導を実施します。

また、覚せい剤・大麻等薬物の乱用を未然に防止するため、啓発運動を行うと共に、再乱用防止のための支援を行います。

7 血液対策の推進

栃木県献血推進計画に基づき、管内市町・地区献血推進協議会及び関係機関との密接な連携の もとに、献血思想の普及啓発を実施します。

8 温泉の保護と適正利用の推進、及び災害防止の徹底

温泉の保護と適正利用を推進し、併せて温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止を図るため、温泉掘削等の許認可事務を行うとともに、温泉監視要領に基づき監視指導を実施します。

7 試験検査課

1 食品衛生検査の推進

複雑化、多様化する食品の安全・安心に関する問題に対応するため、行政検査の重要性が増大 しています。科学的な根拠に基づいた行政指導等を行うため、精度の高い規格基準検査を実施し ます。

また、O-157による食中毒は、食肉を生や加熱不足で食べて感染し、死者の出た事例が発生していますが、食肉だけでなく広範な食品が感染の原因となっています。さらに、サルモネラ属菌の二次汚染による食中毒は、大規模になりやすい傾向が続いています。このため、収去検査時にあわせて、これらの菌による汚染実態調査を実施します。

これらの検査において、食品衛生検査施設における検査又は試験の業務管理基準(GLP)を 遵守し、試験検査の信頼性の確保を図ります。

2 臨床細菌検査の推進

食中毒予防及び感染症予防のため、集団給食従事者、水道従事者、福祉施設入所者等の腸内細菌検査等を実施します。

3 環境・公害検査の推進

環境保全のため、環境森林事務所から依頼された工場排水等の生活環境項目の検査を実施します。

4 調査研究の推進

効率的な試験検査法の検討や行政指導等の一助とするため、食品衛生等に関する調査研究を推進します。

第4章 平成26年度各部(各課)の事業実績

□ 総務福祉部

1 県北健康福祉センター協議会

住民が健康に生きがいを持って安心して暮らすことができるよう、健康福祉センター協議会を設置し、地域保健福祉対策を総合的に推進しました。

(1) 県北健康福祉センター協議会

口	開催日時・場所	内容	出席者数
1	H26.6.19(木)	①健康福祉センターの事務事業執行方針及び新規事業・重点	委員
	塩谷庁舎	事業について	26名
	大会議室	②栃木県保健医療計画(6期計画)県北保健医療圏域ビジョ	
		ンの主な進捗状況について	
2	H27.3.19(木)	①会長・副会長の選出について	委員
	塩谷庁舎	②部会報告	22名
	大会議室	③平成 26 年度主要事業実施報告	

2 管内市町保健・福祉担当主管課長会議等

管内市町との連携を一層強化しながら円滑な事業の推進を図るため、管内市町保健・福祉担当主管課長会議を開催しました。また、地域の関係機関・団体と連携し、平常時及び健康危機事象発生時における危機管理体制を整備するため、県北地区健康危機管理連絡会議を開催しました。

(1) 管内市町保健・福祉担当主管課長会議

口	期日	内容	出席者数
1	H26.5.21(水)	① 平成26年度 県北・矢板・烏山健康福祉センター事務事	市町
	塩谷庁舎	業執行方針・事業計画について	22 名
	大会議室	②各市町保健・福祉事業(平成26年度新規事業、重点事業	
		の概要)について	
		③市町提出議題について	

(2) 災害医療体制検討部会県北地域分科会

	期日	内	容	出席者数
回				
1	H26.10.17(金)	1	県北地域災害医療体制運用マニュアル (素案) について	分科会委員
	那須野が原ハ	2	現地災害医療本部の設置場所について	32名
	ーモニーホー			
	ル 交流ホール			
2	H27.3.18(水)		現地災害医療本部(南那須地区)における参集訓練	分科会委員
	那須南病院			23名
	応接室			

3 在宅医療推進支援センター事業

在宅医療に関する関係機関相互の連携を強化し、多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図るため、各地区在宅医療連絡会議や各地区在宅医療連絡会議部会(ワーキング)、県北地域在宅医療推進会議を開催しました。また、在宅医療に関する普及啓発のため、在宅医療関係研修会を開催しました。

(1) 各地区在宅医療連絡会議

	開催日時・場所	内容	出席者数
1	H26.7.28(月)	第1回南那須地区地区在宅医療連絡会議	委員
	烏山健康福祉センター	①H25 年度・26 年度在宅医療推進支援センター事業について	14名
		②栃木県の在宅医療の推進に向けた取り組み等	
2	H26.8.1(金)	第1回塩谷地区地区在宅医療連絡会議	委員
	矢板健康福祉センター		18名
3	H26.8.5(火)	第1回那須地区地区在宅医療連絡会議	委員
	県北健康福祉センター		21名
4	H27.1.19(月)	第2回塩谷地区在宅医療連絡会議	委員
	矢板健康福祉センター	①H26 年度・27 年度在宅医療推進支援センター事業について	14名
		②栃木県の在宅医療の取り組みについて等	
5	H27.1.21(水)	第2回南那須地区地区在宅医療連絡会議	委員
	烏山健康福祉センター		14名
6	H27.1.26(月)	第2回那須地区地区在宅医療連絡会議	委員
	県北健康福祉センター		18名

(2) 各地区在宅医療連絡会議部会(ワーキング)

	開催日時・場所	内容	出席者数
1	H26.10.22(水)	那須地区在宅医療連絡会議部会 (ワーキング)	委員
	H26.11.26(水)	「多職種連携及び普及啓発資料の作成」	51名
	H26.12.8(月)		
	H27.1.16(金)		
	H27.3.11(水)		
	ゆめプラザ那須 他		
2	H26.10.1(水)	塩谷地区在宅医療連絡会議部会 (ワーキング)	委員
	H26.11.5(水)		31名
	H27.1.7(水)		
	H27.2.9(月)		
	塩谷町役場 他		
3	H26.10.24(金)	南那須地区在宅医療連絡会議部会(ワーキング)	委員
	H26.12.5(金)		45名
	H27.2.10(月)		
	H27.2.13(水)		
	H27.3.17(火)		
	烏山健康福祉センター 他		

(3) 県北地域在宅医療推進会議

Ī		開催日時・場所	内容	出席者数
	1	H27.2.26(木)	①県北在宅医療推進支援センターの事業報告について	委員
		矢板公民館	②栃木県の在宅医療の取り組みについて 等	24名

(4) 研修会•講演会

	開催日時・場所	内容	出席者数
1	H26. 8. 29 (金)	パネルディスカッション	
	道の駅	「がんになっても自宅で生活するために	166名
	那須与一の郷	~最期まで地域で支える~」	
		講師 医師・薬剤師・看護師・ケアマネジャー	
2	H27.2.9(月)		
	H27.2.16(月)	在宅医療普及啓発ミニ講話	191名
	H27.2.19(木)	講師 塩谷地区在宅医療連絡会議部会委員	
	H27.3.22(目)		
	H27.3.27(金)		
	H27.3.28(土)		
	塩谷町公民館 他		
3	H27.2.10(月)		
	H27.2.13(水)	在宅医療普及啓発ミニ講話	73名
	那須烏山市役所	講師 南那須地区在宅医療連絡会議部会委員	
	他		

4 医 事

医療法に基づき、病院に対する立入検査を行うほか、病院及び診療所等からの許認可申請及び各種届け出について審査・指導・検査を行い、医療施設等の管理運営の適正化を図りました。

(1) 医療施設

(平成27年4月1日現在)

区 分	病	院	診療	寮所	歯科	診療所	助	産所		計
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数
大田原市	4	888	55	84	26		1		86	972
			(1)						(1)	
那須塩原市	6	1, 086	62	45	49		2	2	119	1, 133
那須町	1	344	15	19	8				24	363
			(1)						(1)	
小 計	11	2, 318	132	148	83	0	3	2	229	2, 468
矢 板 市	3	666	20	57	15				37	723
さくら市	2	361	27	37	18		1	3	46	401
塩 谷 町			7	19	6				13	19
高根沢町	2	187	16	5	12				29	192
小 計	7	1, 214	70	118	51	0	1	3	125	1, 335
			(2)						(2)	
那須烏山市	2	272	22		13				37	272
										85
那珂川町	1	50	9	35	7				17	0.5.5
,			(2)						(2)	357
小 計	3	322	31	35	20	0	0	0	54	
			(3)			_		_	(3)	
合 計	21	3, 854	233	301	154	0	4	5	408	4, 160

※() 内は、休止中(再掲)

(2) 施術所・技工所

(平成27年4月1日現在)

区分	あん摩・マッサージ・指 圧・はり・きゅう	柔道整復	歯科技工所	計
	(18)			(18)
大 田 原 市	59	21	6	86
	(76)			(76)
那須塩原市	154	35	17	206
	(7)			(7)
那 須 町	20	4	5	29
	(101)			(101)
小 計	233	60	28	321
	(7)			(7)
矢 板 市	22	12	15	49
	(8)			(8)
さくら市	27	14	10	51
	(1)			(1)
塩 谷 町	4	4	2	10
	(7)			(7)
高 根 沢 町	21	10	7	38
	(23)			(23)
小 計	74	40	34	148
	(4)			(4)
那須烏山市	13	8	6	27
	(2)			(2)
那 珂 川 町	10	4	3	17
	(6)			(6)
小 計	23	12	9	44
	(130)			(130)
合 計	330	112	71	513

※()内は、出張マッサージのみの届出(再掲)

5 人口動態統計

人口動態統計は、統計法に基づく指定統計として、出生・死亡・死産・婚姻・離婚届により作成され、公衆衛生活動の基礎資料として活用されています。

(1) 人口動態総覧(平成25年確定)

① 実 数

(単位:人)

	出生	死 亡	自然増加	低 体重 児	乳 児 亡	新生児 死 亡	死 産	周産期 死 亡	婚 姻	離婚
栃 木 県	15,588	20,591	-5,003	1,707	29	16	344	58	10,152	3,625
県 北 管 内	2,839	4,033	-1,194	326	6	4	55	13	1,898	746
大田原市	555	763	-208	80	2	1	10	3	350	138
矢 板 市	235	370	-135	34	l	_	3	2	131	66
那須塩原市	979	1,012	-33	114	2	1	13	1	657	272
さくら市	397	391	6	34	1	1	13	4	2466	86
那須烏山市	155	404	-249	18	I	_	4	1	106	37
塩 谷 町	61	198	-137	4	l	_	ı	l	36	21
高 根 沢 町	247	276	-29	21	1	1	8	2	212	51
那 須 町	134	361	-227	11	l	_	3	1	110	47
那珂川町	76	258	-182	10	-	-	-	-	50	28
大田原地区	1,668	2,136	-468	205	4	2	26	4	1,134	470
矢 板 地 区	940	1,235	-295	93	2	2	24	8	648	201
烏 山 地 区	231	662	-431	28	-	_	5	1	178	73

② 率 (1,000人対、ただし低体重児のみ100人対)

	出生	死 亡	自 然 増 加	低 体 重 児	乳 児 死 亡	新生児 死 亡	死 産	周産期 死 亡	婚 姻	離婚
栃 木 県	7.8	10.4	-2.52	10.95	1.9	1.0	22.1	3.7	5.1	1.82
県 北 管 内	7.4	10.5	-3.10	11.48	2.1	1.4	19.4	4.6	4.9	1.94
大田原市	7.3	10.0	-2.72	14.41	3.6	1.8	18.0	5.4	4.6	1.81
矢 板 市	6.9	10.9	-3.96	14.47	I	-	12.8	8.5	3.8	1.94
那須塩原市	8.3	8.6	-0.28	11.64	2.0	1.0	13.3	1.0	5.6	2.31
さくら市	8.8	8.7	0.13	8.56	2.5	2.5	32.7	10.0	5.5	1.91
那須烏山市	5.6	14.5	-8.95	11.61	l	_	32.3	6.5	3.8	1.33
塩 谷 町	5.2	16.7	-11.59	6.56	-	-	-	-	3.0	1.78
高根沢町	8.3	9.3	-0.97	8.50	4.0	4.0	32.4	8.1	7.1	1.71
那 須 町	5.2	14.0	-8.79	8.21	-	-	22.4	-	4.3	1.82
那珂川町	4.3	14.7	-10.39	13.16	-	-	-	-	2.9	1.60
大田原地区	7.6	9.7	-2.13	12.29	2.4	1.2	15.6	2.4	5.1	2.08
矢 板 地 区	7.8	10.2	-2.45	9.89	2.1	2.1	25.5	8.5	5.2	1.86
鳥 山 地 区	5.1	14.6	-9.50	12.12	ı	-	21.6	4.3	3.4	1.43

(2) 五大死因別死亡数(平成25年確定)

(単位:人)

			総数	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	不慮の事故	その	
										うち自殺
栃	木	県	20,591	5,628	3,339	2,242	1,992	544	6,836	444
県	北 管	内	4,033	1,121	678	421	359	121	1,333	119
	大田原	市	763	205	136	77	62	26	257	15
	矢 板	市	370	118	59	30	36	7	120	8
	那須塩原	市	1,012	318	156	83	78	25	352	46
	さくら	市	391	104	65	57	46	15	104	11
	那須烏山	市	404	91	89	52	36	12	124	7
	塩 谷	町	198	45	22	24	23	6	78	7
	高根沢	町	276	69	49	34	21	14	89	6
	那須	町	361	105	59	36	32	10	119	7
	那珂川	町	258	66	43	28	25	6	90	12
大	田原地	区	2,136	628	351	196	172	61	728	68
矢	板 地	区	1,235	336	195	145	126	42	391	32
烏	山 地	区	662	157	132	80	61	18	214	19

6 地域保健福祉教育研修

在宅サービスを担う保健・福祉関係者の研修を行い資質の向上を図るとともに、看護学生・医学生・栄養士 学生、福祉学生等の実習指導を通して人材育成を図りました。また、医師の2年間の臨床研修の一環として医 師の実習指導も行いました。

(1) 地域保健福祉研修

	開催日時・場所	内 容	対 象	出席者数
1	H26.8.25(月)	管内保健師人材育成研修会(第1回中堅保健師研修会)	6年目~	8名
	県北健康福祉	「新任保健師研修会の企画」	20年目の	
	センター中会議室		保健師	
2	H26.9.8(月)	管内保健師人材育成研修会(第2回中堅保健師研修会)	6年目~	9名
	県北健康福祉	「新任保健師研修会の企画」	20年目の	
	センター中会議室		保健師	
3	H26. 10. 20(月)	管内保健師人材育成研修会 (新任保健師研修)	1年目~	20名
	県北健康福祉	講話「住民にとって必要とされる保健師とは~町保健師と	5年目の	
	センター大会議室	して培った経験から~」」	保健師	
		講師 塩谷町保健福祉課主任保健師		
4	H26. 9. 16 (火)	講話及び実技「災害時トリアージ START 法とは」	管内医療機	39名
	県北健康福祉	講師 那須赤十字病院医師	関・市町等に	
	センター大会議室		おいて保健	
	H27.3.9 (月)	講話「職場のメンタルヘルス」	指導に従事	
5	県北健康福祉	講師 明治薬科大学教授	する職員	50名
	センター大会議室			
計	5 回			126名

(2) 実習生等指導状況

	学 校 名 等	実習日数	実習生数
1	獨協医科大学(医学部)	4日間	4 名
2	自治医科大学(医学部)	5日間	5 名
3	獨協医科大学(看護学部) 3 グルーフ	6日間	15 名
4	国際医療福祉大学(看護学科) 7 グループ	14日間	32 名
5	自治医科大学(看護学部3年) 4 グループ	16日間	16 名
6	中央福祉医療専門学校(社会福祉科)	5 日間	1 名
計	6校 17 グループ	50日間	73 名

(3) 医師臨床研修

	病	院	名	実習日数	実習生数
1	那須赤十字病院			10日間	1名
				10日間	1名
				9日間	1名
計	1	医療機関		29日間	3 名

(4) 介護保健認定調査員・介護認定審査会委員研修

	研 修 名	内容	回 数	参加者数	会 場 等
新	認定調査員研修	① 介護保険の実施状況 ② 要介護	П	人	県北健康福祉センター
規		認定のしくみ ③ 調査員の役割と業	7	46	(随時開催)
研		務 ④ 認定調査の実施方法			
修	介護認定審査会	① 介護保険の実施状況 ② 要介護			県北健康福祉センター
	委員研修	基準の考え方 ③ 認定審査会の手順	6	44	(随時開催)

(5) 救急法等講習会

	開催日時·場所	内容	対象者	出席者数
1	H26.12.1	講話・実技	介護保険施設	25 名
	大田原地区	普通救命講習(AED の使用方法を含む)	職員・管内	
	広域消防組合	講師 大田原広域消防組合職員	AED 設置県有	
			施設職員	
2	H26.12.8	講話·実技	介護保険施設	26 名
	大田原地区	普通救命講習(AED の使用方法を含む)	職員・管内	
	広域消防組合	講師 大田原広域消防組合職員	AED 設置県有	
			施設職員	
計				51 名

7 障害者福祉関係

障害のある人がその有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町が障害福祉サービスを一元的に提供していますが、健康福祉センターでは、障害者の生活支援や就業支援、相談のための広域的な調整などの市町支援を行いました。

(1) 身体障害者手帳交付状況(平成27年4月1日現在)

① 障害種類別 (単位:人、%)

	区分	視覚	聴覚・	音言•	肢体	内 部	複合	計	対人口
)	平衡	そしゃく	不自由	1.3 111	100 11	н	比率
			一因	C 0.14 (H				+
大田原市	18 歳未満	2	9	0	39	6	5	60	0.50
	全 数	161	384	30	1,667	710	163	3,115	4.11
矢 板 市	18 歳未満	0	6	0	18	5	2	31	0.53
	全 数	75	144	9	740	325	58	1,351	4.01
那須塩原市	18 歳未満	2	9	1	49	10	7	78	0.37
	全 数	359	367	28	2,120	1,044	209	4,127	3.52
さくら市	18 歳未満	0	3	0	6	5	2	16	0.20
	全 数	75	152	17	839	340	63	1,486	3.31
那須烏山市	18 歳未満	0	5	1	10	0	3	19	0.57
	全 数	84	192	7	642	279	57	1,261	4.60
塩 谷 町	18 歳未満	0	0	0	3	2	1	6	0.40
	全 数	38	58	4	255	138	32	525	4.52
高根沢町	18 歳未満	1	3	0	6	1	1	12	0.29
	全 数	60	140	10	517	290	55	1,072	3.61
那 須 町	18 歳未満	0	6	0	6	2	2	16	0.37
	全 数	65	131	9	627	283	36	1,151	4.51
那珂川町	18 歳未満	0	0	0	5	2	1	8	0.32
	全 数	62	120	4	445	209	41	881	3.45
計	18 歳未満	5	41	2	142	32	24	246	0.39
	全 数	979	1,688	118	7,852	3,618	714	14,969	3.91

[※]人口については、年齢別人口調査結果(市町別年齢別人口)による。平成26年10月1日現在。

② 等級別 (単位:人)

	区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
大田原市	18 歳未満	25	13	10	4	5	3	60
	全 数	870	531	392	859	245	218	3,115
矢 板 市	18 歳未満	12	7	9	3	0	0	31
	全 数	390	197	212	328	117	107	1,351
那須塩原市	18 歳未満	28	26	15	4	3	2	78
	全 数	1,305	706	568	1,018	299	231	4,127
さくら市	18 歳未満	4	5	3	4	0		16
	全 数	384	245	213	414	137	93	1,486
那須烏山市	18 歳未満	4	8	4	0	1	2	19
	全 数	319	182	179	333	107	141	1,261
塩 谷 町	18 歳未満	5	1	0	0	0	0	6
	全 数	150	70	80	147	46	32	525
高根沢町	18 歳未満	6	2	1	1	0	2	12
	全 数	319	148	148	287	78	92	1,072
那 須 町	18 歳未満	5	5	2	0	1	3	16
	全 数	332	187	160	295	87	90	1,151
那珂川町	18 歳未満	4	2	1	0	1	0	8
	全 数	239	147	105	235	72	83	881
計	18 歳未満	93	69	45	16	11	12	246
	全 数	4,308	2,413	2,057	3,916	1,188	1,087	14,969

(2) 療育手帳交付状況(平成27年4月13日現在)

(単位:人)

市町名	A 1	A 2	A	小 計	В 1	B 2	В	小 計	合 計	前年同期
										との比較
大田原市	77	157	3	237	205	161	1	367	604	+21
矢 板 市	39	71	4	114	76	61	1	138	252	+11
那須塩原市	132	193	2	327	269	257	3	529	856	+41
さくら市	43	80	1	124	92	81	0	173	297	+13
那須烏山市	25	68	0	93	104	71	2	177	270	+16
塩 谷 町	20	23	1	44	39	23	2	64	108	+4
高根沢町	26	47	2	75	62	59	0	121	196	+8
那 須 町	22	83	0	105	85	68	0	153	258	+9
那珂川町	24	43	0	67	52	31	0	83	150	±0
計	408	765	13	1,186	984	812	9	1,805	2,991	+123

(3) 障害保健福祉圏域調整会議

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための各市町障害福祉計画の推進のため、県北 障害保健福祉圏域調整会議を開催しました。

◆県北**障害保健福祉圏域調整会議**

口	期日	内容	出席者数
1	H26.6.18	① 障害福祉計画(第4期計画)について	各市町等
	(水)	② 相談支援体制について	
		③ 精神障害者に地域移行について	27 名

口	期日	内容	出席者数
2	H26.8.20 (水)	① 第4期計画のサービス見込み量等について② 市町の第4期計画の構成について③ 圏域ビジョンの構成について	各市町等 25 名
3	H27.2.18 (水)	① 計画相談の進捗状況について② 来年度の相談支援体制について③ 居住支援等のあり方検討部会の検討状況について	各市町等 26 名

8 障害者福祉事業関係

福祉の増進を図ることを目的として、精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方に特別障害者手当を、重度の障害があるため、常時の介護を必要とする状態にある方に障害児福祉手当(20歳未満の児童)・経過的福祉手当(20歳以上の方)を支給しました。

また、精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童について、福祉の増進を図ることを目的として、特別児童扶養手当を父母等に支給しました。

(1) 特別障害者手当等受給状況(平成27年4月1日現在)

(単位:人)

市町名	受給者数	特別障害者手当	障害児福祉手当	福祉手当経過措置分	支給停止者数
塩 谷 町	15	5	8	1	1
高根沢町	26	21	5	0	0
那 須 町	41	33	6	2	0
那珂川町	14	9	4	1	0
計	96	68	23	4	1

(2) 特別児童扶養手当受給状況(平成27年4月1日現在)

(単位:人)

		障	害	別	
市 町 名	受給者数	身体障害	知的障害	重複障害	支給停止者数
大 田 原 市	110	32	80	5	6
矢 板 市	61	24	39	1	2
那須塩原市	238	75	170	0	12
さくら市	53	12	44	0	0
那須烏山市	39	11	31	0	2
塩 谷 町	18	4	15	0	1
高 根 沢 町	33	9	25	0	3
那 須 町	40	11	27	2	1
那 珂 川 町	18	6	12	0	0
計	610	184	443	8	27

9 石綿による健康被害の救済制度関係

石綿(アスベスト)により中皮腫や肺がんにかかった方及びそのご遺族の方に対し、環境再生保全機構が医療費等や一時金(特別遺族弔慰金等)を支給していますが、健康福祉センターでは、救済給付申請の受付等を行いました。

年度	申請受理件数	相談実件数	備考
22	0	1	
23	0	0	
24	2	4	
25	1	2	
26	1	1	

10 市町支援事業の実施

市町の介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、介護保険法に基づく実地指導を実施するとともに、在宅福祉の充実を図るため、福祉有償運送運営協議会を開催しました。

(1) 市町実地指導実施状況

大田原市	那須烏山市	高根沢町	那須塩原市	さくら市	塩 谷 町
	H24 年度実施			H25 年度実施	
那須町	那珂川町	矢 板 市			
H26. 11. 19 H26. 11. 27 H26. 12. 3					

(2) 福祉有償運送運営協議会の開催等状況

開催日	出席委員数	開催場所	内	容
H26. 6.27	9 人	県北健康福祉セン	道路運送法第79条の福祉有償運送	に係る新規登録(1件)及
		ター「大会議室」	び旅客から収受する対価の変更を伴	4う更新登録(1件)の協議
			協議結果 上記案件(2件)について協	協議成立
			道路運送法第79条の福祉有償運送	だに係る更新登録(9件)
			の協議(書面の議決等)	
			協議結果 上記案件(9件)につ	いて協議成立

11 介護保険事業

介護保険法に基づき、介護保険事業者の指定等及び介護保険事業者の指導検査等を行いました。

(1) 指定、更新、変更等

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者の指定等(ただし、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設のみなし指定(介護予防)通所リハビリテーションを除く。)を行いました。

(2) 指導監査業務

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護老人保 健施設の指導監査を行いました。

◆ 指定居宅サービス介護事業所・介護施設

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

								(1 /4)	(21 7 1)	7 1 口坑住
サービスの種類	大田原市	那須塩原市	矢 板 市	さくら市	那須烏山市	塩谷町	高根沢町	那須町	那珂川町	計
居宅介護支援	22	31	11	12	8	3	9	9	6	111
訪問介護	17	26	6	5	3	2	3	4	5	71
介護予防訪問介護	17	25	6	5	3	2	3	4	5	70
訪問入浴	2	1	1				1			5
介護予防訪問入浴	2	1	1				1			5
訪問看護	5	3	2	1	2		1	2	1	17
介護予防訪問看護	5	3	2	1	2		1	2	1	17
訪問リハビリ	1	1				1				3
介護予防訪問リハビリ	1	1				1				3
居宅療養管理指導	2				1		1			4
介護予防居宅療養管理指導	2				1		1			4
通所介護	25	50	12	15	11	3	9	17	7	149
介護予防通所介護	25	48	12	15	11	3	9	17	7	147
通所リハビリ	5	3	3	3	2	1	1			18
介護予防通所リハビリ	4	3	3	3	2	1	1			17
短期入所生活介護	10	14	6	3	6	2	2	3	2	48
介護予防短期入所生活介護	10	14	6	3	6	2	2	3	2	48
短期入所療養介護	3	4	2	2	2	2	2			17
介護予防短期入所療養介護	3	4	2	2	2	2	2			17
福祉用具貸与	8	6	3	2	2	1		1	2	25
介護予防福祉用具貸与	8	6	3	2	2	1		1	2	25
特定福祉用具販売	7	5	3	2	1			2	2	22
特定介護予防福祉用具販売	7	5	3	2	1			2	2	22
特定施設入居者生活介護	2	2	1	1	2			1		9
介護予防特定施設入居者生活介護	2	2	1	1	2			1		9
介護老人保健施設	2	3	2	2	2	1	1			13
合 計	196	260	91	82	74	27	49	69	44	892

[※] 法第71条によるみなし指定(医療みなし)及び休止事業所を除く。

12 児童福祉施設指導監査

児童福祉法に基づき、保育行政の実施機関である市町における保育所入所事務等の事務処理及び公立 保育所についての指導監査を実施しました。また、社会福祉法及び児童福祉法に基づき、認可保育所及び 管内の町において保育所のみを運営する社会福祉法人について指導監査を実施しました。

◆ 保育所の設置状況等

(平成27年4月1日現在)

市町名	公立保育所	認可保育所	保育所のみを運営	保育行政担当課
		(民間)	する社会福祉法人	
大田原市	4	6	6	子ども幸福課保育係
矢 板 市	2	6	5	子ども課子育て支援担当
那須塩原市	12	10	6	保育課保育係
さくら市	3	5	3	児童課子育て支援係
那須烏山市	3	1	1	こども課保育係
塩 谷 町	1	2	0	保健福祉課福祉担当
高根沢町	4	3	1	こどもみらい課子育て支援担当
那 須 町	8	0	0	こども未来課保育係
那珂川町	4	0	0	健康福祉課子育て支援係
合 計	41	33	22	

[※] 複数の社会福祉業務を運営する社会福祉法人が運営する認可保育所、学校法人が運営する認可保育所、複数の保育所を運営する社会福祉法人もあるため、認可保育所数と保育所のみを運営する社会福祉法人数は一致しません。

13 高齢者福祉関係

少子高齢化が急速に進行する中、地域包括ケアシステムの構築における中核機関として期待されている地域包括支援センターに対し、職員研修の実施など機能強化に係る支援等に取り組んでいきます。

◆ 市町別高齢化率の推移(各年10月1日現在)

(単位:人・%)

市町村名	平成24年		平成25年		平成26年	平成26年	
	65 歳以上人口/人口	高齢化率	65 歳以上人口/人口	高齢化率	65 歳以上人口/人口	高齢化率	
大田原市	16,906/76,781	22.0	17,509/75,155	23.3	18,157/75,659	24.0	
矢 板 市	8,532/34,474	24.7	8,848/34,063	26.0	9,191/33,689	27.3	
那須塩原市	24,333/117,758	20.7	25,591/116,173	22.0	26,764/117,106	22.9	
さくら市	9,585/44,788	21.4	9,984/44,851	22.3	10,408/44,917	23.2	
那須烏山市	8,319/28,279	29.4	8,526/27,797	30.7	8,751/27,397	31.9	
塩 谷 町	3,531/12,069	29.3	3,595/11,821	30.4	3,689/11,623	31.7	
高根沢町	6094,/29,967	20.3	6,306/29,778	21.2	6,516/29,714	21.9	
那 須 町	7,839/26,024	20.1	8,119/25,766	31.5	8,421/25,504	33.0	
那珂川町	5,345/17,858	29.9	5,499/17,523	31.4	5,617/17,161	32.7	
計	90,484/387,998	23.3	93,977/382,927	24.5	97,514/382,770	25.5	
栃木県	458,081/1,993,386	23.0	475,554/1,968,729	24.2	493,059/1,980,960	24.9	

資料: 県統計課「栃木県毎月人口調査」

◆ 管内の地域包括支援センター数 19か所 (平成27年3月現在)

14 青少年健全育成関係

青少年の健全育成を図るため、少年の主張発表那須地区大会、各種研修会の開催など、那須地区青少年育成推進連絡協議会への支援を行いました。

(1) 青少年行政概要(平成27年4月1日現在)

(単位:人)

市町名	主管課	青少	年問題協	育成指導員	育成推進員	
		有 無 設置根拠 構成人員			少年指導員	
大田原市	生涯学習課	有	条例	24	2	64
那須塩原市	生涯学習課	有	条例	18	2	130
那須町	生涯学習課	有	条例	20	1	14

(2) 青少年健全育成条例による調査指導状況(平成26年度)

Ī	調査員		調査	対 象 別 実	施状況		
	延人員	図書類取扱業者 (糖、ビデオレンタハル等)	自動販売機等 (雛、ビデオ・DVD等)	深夜立入制限施設(ボウリング場、ゲームセンター等)	複合カフェ (マンガ喫茶、インターネットカフェ等)	携帯電話 販売	計
	65 人	39 箇所	1 箇所	5 箇所	0 箇所	7 箇所	52 箇所

(3) 少年の主張発表大会の開催状況(平成26年度)

開催日	開催場所	参 加 人 数	発 表 者
H26. 9. 11 (木)	那須塩原市黒磯文化会館大ホール	316 人	24 人

(4) 雑誌等自動販売機の設置状況(平成27年4月1日現在)

市町名	設置箇所	設	置台数	
		販売機(雑誌・DVD等)	貸出機	計
大田原市	1 箇所	1 台	0 台	1 台
那須塩原市	4 箇所	12 台	7 台	19 台
那須町	0 箇所	0 台	0 台	0 台
計	5 箇所	13 台	7 台	20 台

15 社会福祉事業関係

管内町の社会福祉協議会の指導監査、地域福祉推進の担い手である民生委員・児童委員の研修を実施 しました。

(1) 市町村社会福祉協議会指導監査実施状況(平成26年度)

	那 須 町 社会福祉協議会	那 珂 川 町 社会福祉協議会	塩 谷 町 社会福祉協議会	高根沢町 社会福祉協議会	
実施月日	H27. 2. 4	H27. 2. 16	H27. 1. 23	H27. 2. 5	

(2) 民生委員・児童委員の状況

① 民生委員・児童委員の委嘱状況(平成27年4月1日現在)

市町名	区分	定数	男	女	備考
大 田 原 市	主任児童委員	14	1	13	
	総数	145	59	85	欠員1名
矢 板 市	主任児童委員	8	2	6	
	総数	72	30	42	
那須塩原市	主任児童委員	18	4	14	
	総数	212	82	126	欠員4名
さくら市	主任児童委員	6	0	6	
	総数	79	32	47	
那須烏山市	主任児童委員	5	0	5	
	総数	77	24	53	
塩 谷 町	主任児童委員	2	0	1	
	総数	32	21	10	欠員1名
高 根 沢 町	主任児童委員	3	0	3	
	総数	52	34	18	
那 須 町	主任児童委員	3	0	3	
	総数	52	32	19	欠員1名
那珂川町	主任児童委員	3	0	3	
	総数	53	24	29	
計	主任児童委員	62	7	54	
	総数	774	338	429	欠員7名

(保健福祉課より)

② 1人あたりの担当人口、世帯数、面積(平成27年4月1日現在)

市町名	定数	人口	1人当たり	世帯数	1人当たり	面積	1人当たり
		(人)	人口	(世帯)	世帯数	(k m ²)	面積
大田原市	131	75,277	575	28,860	220	354.12	2.70
矢 板 市	64	33,574	525	12,314	192	170.66	2.67
那須塩原市	194	116,802	602	46,350	239	592.82	306
さくら市	73	44,878	615	15,629	214	125.46	1.72
那須烏山市	72	27,127	377	9,590	133	174.42	2.42
塩 谷 町	30	11,556	385	3,840	128	175.99	5.87
高 根 沢 町	49	29,511	602	11,465	234	70.90	1.45
那 須 町	49	25,310	517	8,821	180	372.31	7.60
那珂川町	50	16,979	340	5,827	117	192.84	3.86
計	712	381,014	535(平均)	142,696	200(平均)	2,229.52	3.13(平均)

(栃木県毎月人口推計月報より)

③ 研修の実施状況

名称	内容	期日	参加人数	会 場
民生委員児童委員	解説 「児童扶養手当制度について」	H27.3.4	484 人	矢板市
地区别研修会	講演「コミュニケーション能力の向上に向けて」			文化会館
主任児童委員・	講演 「社会で子どもを育てるということ」	H26.11.17	71 人	矢板市生涯学習館
地域協力員研修会				

16 母子及び父子並びに寡婦福祉法・婦人保護関係

ひとり親家庭の抱える問題やニーズに的確に対応し自立促進を図るため、母子父子寡婦福祉貸付金制度の運用、児童扶養手当の支給及び相談を行いました。また、各種婦人相談に適切に対応するとともに、暴力被害女性に対して関係機関との協力の下に必要な支援を行いました。

(1) 母子福祉資金の利用状況(平成26年度)

(単位:円)

福祉事務所	就学支度	修学	生 活	技能習得	修業	就職支度	住 宅	計
名	資 金	資 金	資 金	資 金	資 金	資 金	資 金	
大田原市	(6)	(7)	(2)					(15)
	2, 730, 000	2, 136, 000	260,000					5, 126, 000
矢板市	(6)	(12)	(1)		(1)			(20)
	2, 385, 000	5, 658, 000	840,000		299, 800			9, 182, 800
那須塩原市	(13)	(32)		(2)			(1)	(48)
	5, 058, 000	10, 935, 000		1, 416, 000			210, 000	17, 619, 000
さくら市	(7)	(18)			(1)			(26)
	2, 550, 000	7, 104, 000			260, 000			9, 914, 000
那須烏山市	(2)	(1)			(3)			(6)
	730, 000	360, 000			1, 136, 000			2, 226, 000
県北健康福	(4)	(19)	(3)	(2)	(1)			(29)
祉センター	1, 570, 000	9, 486, 500	2, 378, 500	1, 632, 000	300, 000			15, 367, 000
計	(38)	(89)	(6)	(4)	(6)		(1)	(144)
	15, 023, 000	35, 679, 500	3, 478, 000	3, 048, 000	1, 995, 800		210, 000	59, 434, 800

()内は利用件数

(2) 寡婦福祉資金の利用状況(平成26年度)

利用なし

(3) 児童扶養手当受給状況(平成26年4月1日現在)

(単位:人)

市町名	全部支給者数	一部支給停止者数	支給停止者数	合 計
塩 谷 町	38	40	17	95
高根沢町	95	105	10	210
那 須 町	101	91	22	214
那珂川町	78	77	22	177
計	312	313	71	696

(4) 母子自立支援員相談指導状況(平成26年度)

(単位:件)

区 分	前 年 度 未処理件数	新規件数	計	解決件数	未処理件数	相談延件数
	710001190					
生活一般	7	55	62	54	8	111
児 童	0	1	1	1	0	2
経済的支援•生活援護	37	580	617	613	4	1,052
その他	1	0	1	1	0	1
計	45	636	681	669	12	1,166

(5) 婦人保護経路別相談状況(平成26年度)

区	分	本 人 自 身⑴	警察 関係(2)	法務関係(3)	教育 関係(4)	労 働 関 係 (5)	他の婦人相談所(6)	他の婦人相談員の	福祉事務所 (8)	他の相談機関(9)	社会福祉施設等(10)	医療機 関(11)	縁故者・知人 (12)	そ の 他 (13)	計 (14)
婦人	新 規	14	2							9				3	28
相談員	再 来	13	2					1	1	9	1			3	30

			処	理済	美	人 員	(年	度「	þ)			指導		年度末 未処理	
区分	婦人保護施設に入所(1)	就 職 自 営 (2)	括 婚 (3)	家庭へ送還(4)	福祉事務所へ移送 (5)	婦人相談所・婦人相(6)談員へ移送	他府県の婦人相談所(7)・員へ移送	その他の関係機関・(8)施設へ移送	助言・指導のみ (9)	そ の 他 (10)	計 (11)	延件数(年度中) (12)	訪問調査指導延件数(13)	一 年 護 (14)	そ の 他 (15)
婦人相談員					1	3		1	35	18	58	138	35		

17 家庭児童福祉関係

地域における児童問題を早期に発見し、適切な対応ができるよう地域ネットワークを確立するとともに、子育て支援の強化を図りました。

(1) 要保護児童対策地域協議会参加の状況(平成26年度)

市町名	種 別	開催日・会場
大田原市	代表者会議	·H26.6.6 大田原市役所
矢 板 市	代表者会議	·H26.5.22 矢板市役所
那須塩原市	代表者会議	·H26.6.27 那須塩原市役所西那須野支所
さくら市	代表者会議	・H26.5.29 さくら市役所
那須烏山市	代表者会議	・H26.6.26 那須烏山市保健福祉センター
	代表者会議	・H26.5.20 高根沢町改善センター
高根沢町	実務者会議	・H27.2.26 高根沢町改善センター
	定例受理会議	・年間 12 回 高根沢町改善センター
那須町	定例受理会議	・年間4回 ゆめプラザ・那須
那珂川町	代表者会議	・H26.6.23 那珂川町健康管理センター
	実務担当者会議	・年間9回 那珂川町健康管理センター

(2) 要保護児童対策地域協議会巡回訪問指導の実施状況(平成26年度)

市町名			実	施	日	•	会	場		
さくら市	•H26.12.3	さくら市役所								
塩 谷 町	•H27.1.29	塩谷町役場								
高根沢町	•H27.2.6	高根沢町保健	セン	ター						

18 生活保護関係

生活に困窮する方に対し、その困窮程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする生活保護制度の適正な執行に努めました。

(1) 管内保護状況

◆ 平成27年3月現在

	平成2	6年	産ュ	区均
•	T11X.Z	\cup	1 -> -	

	世帯数	人員	保護率
塩 谷 町	55	81	7. 00
高根沢町	124	160	5. 42
那 須 町	167	215	8. 47
那珂川町	95	135	7. 93
計	441	591	7. 08

	世帯数	人 員	保護率
塩 谷 町	54	80	6. 92
高根沢町	121	153	5. 18
那須町	172	222	8. 75
那珂川町	95	134	7. 87
計	442	589	7. 05

⁽注) 保護率‰ (パーミル) は人口千人比

(2) 扶助別人員数他

① 扶助別人員数

(単位:人)

区 分	生活扶助	医療扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	計
平成26年度	502	481	312	26	74	1, 395

② 町別被保護世帯・人員・保護率の年次推移

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	世帯(世帯)				46	48	55
塩 谷 町	人 員(人)				72	75	81
	保護率 (‰)				6	6	7
	世帯(世帯)				120	120	124
高根沢町	人 員(人)				155	151	160
	保護率(‰)				5	5	5
	世帯(世帯)	131	164	176	181	176	167
那須町	人 員(人)	173	206	227	233	230	215
	保護率 (‰)	7	8	9	9	9	8
	世帯(世帯)	66	79	89	87	97	95
那珂川町	人 員(人)	85	112	123	122	137	135
	保護率 (‰)	5	6	7	7	8	8
	世帯(世帯)	197	243	265	434	441	441
計	人 員(人)	258	318	350	582	593	591
	保護率 (‰)	6	7	8	7	7	7
	世帯(世帯)	12, 707	14, 141	15, 096	15, 774	16, 096	16, 347
栃木県	人 員(人)	17, 271	19, 208	20, 428	21, 162	21, 418	21, 530
	保護率 (‰)	9	10	10	11	11	11
玉	保護率 (‰)	14	16	16	17	17	17

- (注) 1 保護率‰ (パーミル) は人口千人比
 - 2 県分の数値は平成27年3月現在の月報を使用
 - 3 国の保護率は平成27年1月分速報を使用

(3) 保護世帯の状況

- ① 世帯類型別
- ◆ 平成27年3月現在

区分	高齢者世帯	傷病·障害者世帯	母子世帯	その他の世帯	総数
世帯数(世帯)	214	161	12	54	441
率 (%)	49	36	3	12	100

◆ 平成26年度平均

区分	高齢者世帯	傷病·障害者世帯	母子世帯	その他の世帯	総数
塩 谷 町	20	23	0	11	54
高根沢町	53	43	5	20	121
那須町	85	63	2	22	172
那珂川町	39	38	3	15	95
計	197	167	10	68	442

② 労働力類型別

◆ 平成27年3月現在

(単位:世帯)

区 分	不就業	世帯員稼働	常用世帯	日雇い	内職世帯	その他	総数
世帯数	386	8	35	5	1	6	441

◆ 平成26年度平均

(単位:世帯)

区 分	不就業	世帯員稼働	常用世帯	日雇い	内職世帯	その他	総数
世帯数	384	10	35	8	1	4	442

◆ 町別(平成27年3月現在)

(単位:世帯)

町 村 名	稼!	動者がいる世	带	稼働者が	計
	世帯主	世帯員	計	いない世帯	
塩 谷 町	5	0	5	50	55
高 根 沢 町	17	2	19	105	124
那須町	17	4	21	146	167
那 珂 川 町	8	2	10	85	95
計	47	8	55	386	441

(4) 保護開始、廃止の状況

① 新規申請・開始件数・廃止件数等

(単位:世帯)

区分	新規申請	開始件数	却下件数	取下件数	廃止件数
平成26年度	93	78	12	5	77

② 保護開始の理由別状況(平成26年度)

(単位:世帯)

	世帯主傷病	世帯員傷病	死亡・離別	失 業 ・ 倒 産	老齢	稼働収入減	年金減少	仕送減少	他管内転入	世帯分離	手持ち金減	職権保護	要保護状態	急迫保護	その他	合計
塩 谷 町	3				1				1		5				1	11
高根沢町	5		1			1		1			9					17
那須町	17	1	1	2				2			13					36
那珂川町	5		1					1	1		6					14
計	30	1	3	2	1	1		4	2		33				1	78

④ 保護廃止の理由別状況(平成26年度)

(単位:世帯)

	世帯主傷病治癒	世帯員傷病治癒	稼働収入増	年金収入増	仕送収入増	死亡・失踪	働き手転入	施設入所	他管内転出	手持ち金増	義務違反	他法他施策	辞退	その他	合計
塩 谷 町				2					1						3
高根沢町			3			4			3					2	12
那須町			3			14			17					12	46
那珂川町						6			4					6	16
計			6	2		24			25					20	77

(5) 病類別医療扶助人員の推移(平成27年3月現在)

① 入 院

(単位:人)

	塩谷町		高根	沢町	那須	頁町	那珂	川町	į	+	合 計
	精神	一般	精神	一般	精神	一般	精神	一般	精神	一般	
21 年					23	9	10	8	33	17	50
22 年					22	11	12	3	34	14	48
23 年					22	8	13	6	35	14	49
24 年					23	11	9	8	32	19	51
25 年	5	3	7	3	17	9	11	4	40	19	59
26 年	5	6	7	7	17	14	9	6	38	33	71
27 年	5	7	8	5	20	12	9	8	42	32	74

② 入院外

	塩谷町		高根	沢町	那多	頁町	那珂	川町	III III	計		
	精神	一般	精神	一般	精神	一般	精神	一般	精神	一般		
21 年					3	93	5	36	8	129	137	
22 年					3	116	1	50	4	166	170	
23 年					1	142	0	62	1	204	205	
24 年					5	156	1	66	6	222	228	
25 年	0	50	1	109	6	162	0	81	7	402	409	
26 年	1	47	0	103	3	160	0	89	4	399	403	
27 年	2	49	1	112	6	152	0	85	9	398	407	

(注) 福祉行政報告例第2表(平成27年3月報告)を使用

(6) 介護扶助人員

(単位:人)

	介護老人福祉施設	施 設 介護老人 保健施設	介 護 介護療養型 医療施設	小計	居宅介護	合 計
塩 谷 町	3	1	1	5	6	11
高根沢町	1	4	1	6	13	19
那 須 町	5	2	0	7	13	20
那珂川町	2	2	0	4	14	18
計	11	9	2	22	46	68

(注) 福祉行政報告例第3表(平成27年3月報告)を使用

(7) 男女別·年齡階層別人員構成(平成27年3月現在)

(単位:人)

年齢階層	男	女	計
0~ 5歳	5	3	8
6~10歳	7	2	9
11~15歳	12	10	22
16~20歳	6	13	19
21~25歳	5	5	10
26~30歳	5	5	10
31~35歳	8	3	11
36~40歳	6	9	15
41~45歳	15	17	32
46~50歳	23	10	33

			(+
年齢階層	男	女	計
51~55歳	24	10	34
56~60歳	42	22	64
61~65歳	54	29	83
66~70歳	40	23	63
71~75歳	28	33	61
76~80歳	33	37	70
81~85歳	12	13	25
86歳~	2	20	22
計	327	264	591

□ 地域保健部

1 精神保健福祉対策

緊急に医療を必要とする精神障害者等に対して適正な医療の確保を行い、また、精神障害者やその家族 に対する相談・指導を充実するとともに、回復途上にある精神障害者の社会復帰及び自殺対策の普及啓発 活動の推進に努めました。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく申請・通報等の処理状況

区	分	処理件数	措置件数	措置不要件数	診察不要件数	備	考
法第22条	(一般人の申請)	1	1				
法第23条	(警察官の通報)	54	34	16	4		
法第24条	(検察官の通報)	4	4				
法第25条	(保護観察所長の通報)						
法第26条	(矯正施設長の通報)	39	4		35		
法第26条の 2	(精神病院の管理者の届出)						
法第26条の3	(医療観察法に基づく指定通院医						
療機関の管理者又	(以は保護観察所長の通報)						
	計	98	43	16	39		

(2) 自立支援医療受給者証(精神通院)の交付状況

市町名	申請件数	交付件数	不交付件数	受給者数(H27.3.31)	備考
大田原市	716	719	0	751	
那須塩原市	1,078	1,067	0	1,115	
那 須 町	253	250	0	258	
計	2,047	2,036	0	2,124	

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

市 町 名	申請件数	交 付 件		件	数	不交付件数	所有者数	備考
		1 級	2 級	3 級	計		(H27. 3. 31)	
大田原市	189	50	105	32	187	3	329	
那須塩原市	259	52	166	55	273	8	516	
那 須 町	59	18	37	10	65	0	116	
計	507	120	308	97	525	11	961	

(4) 精神保健家族教室

回	開催日	内容	講師	参加者
1	H26.4.18	地域にある社会資源を知ろう①	やしお会会長、副会長	17 人
		~家族会について~		
2	H26.5.23	講話:	精神保健福祉センター 医師	55 人
		心の病気を知ろう「うつ病について」		
3	H26.6.20	地域にある社会資源を知ろう②	地域生活支援センターゆずり葉	20 人
		~身近な社会資源について~		
4	H26.7.18	施設見学・当事者と交流	就労支援事業所ホリデー	9人
5	H26.8.8	グループワーク:	室井病院 精神保健福祉士	16 人
		家族のための家族教室		
6	H26.9.19	グループワーク:SST	マロニエ医療福祉専門学校講師	13 人
7	H26.10.30	講話:こころの病気を知ろう	精神保健福祉センター 医師	58 人
		「統合失調症について」		
8	H26.11.21	施設見学・当事者と交流	多機能事業所ブローニュの森	15 人
9	H26.12.19	グループワーク:	那須高原病院 精神保健福祉士	19 人
		家族のための家族教室	訪問看護師	
10	H27.1.16	講話:就労するために	高齢·障害·求職者雇用支援機構	16 人
			栃木障害者職業センター	
11	H27.2.20	グループワーク:SST	マロニエ医療福祉専門学校講師	17 人
12	H27.3.13	講話:こころの病と気をつけたい食	県北健康福祉センター管理栄養士	19 人
		生活	リ 保健師	

(5)薬物依存症者家族の集い

口	開催日	内容	講	師	参加者
1	H26.4.17	座談会	県北健康福	祉センター	3人
2	H26.5.15	IJ	県北健康福	祉センター、	3人
		"	栃木ダルク耶	裁員	
3	H26.6.19	<i>II</i>	県北健康福	祉センター	2人
4	H26.7.17	IJ	県北健康福	祉センター、	3人
		"	栃木ダルク耶	裁員	
5	H26.8.7	<i>II</i>	県北健康福	祉センター	2人
6	H26.9.18	IJ	県北健康福	祉センター、	5人
		"	栃木ダルク耶	裁員	
7	H26.10.16	<i>II</i>	県北健康福	祉センター	9人
8	H26.11.20	JI .	県北健康福	祉センター、	5人
			栃木ダルク耶	裁員	
9	H26.12.18	II	県北健康福	祉センター	3人
10	H27.1.15		県北健康福	祉センター、	4人
		IJ	栃木ダルク耶	裁員	
11	H27.2.19	II	県北健康福港	祉センター	3人
12	H27.3.19	11	県北健康福	祉センター、	4人
		"	栃木ダルク耶	競員	

(6) 事例検討会

口	開催日	内容		参 加 状 況
			人数	内 訳
1	H26.4.17	個別支援会議	9 人	健康福祉センター、市町保健師、医療機関、地域生活支援センター、子育て相談 支援センター、保育園、児童相談所、警察 署
2	H26.4.23	個別支援会議	6人	健康福祉センター、市町保健師、地域生活支援センター、当事者
3	H26.5.8	個別支援会議	15 人	健康福祉センター、市町(保健師・職員)、 医療機関、障害者相談支援センター、介 護支援センター、家族
4	H26.5.22	個別支援会議	7人	健康福祉センター、市町保健師、介護支援センター
5	H26.5.27	個別支援会議	10 人	健康福祉センター、市町保健師、医療機関、当事者・家族等、地域生活支援センター
6	H26.5.27	個別支援会議	8人	健康福祉センター、市町保健師、地域生活支援センター
7	H26.6.18	個別支援会議	13 人	健康福祉センター、市町(保健師・職員)、 社会福祉協議会、障害者相談支援センター、地域生活定着支援センター、知的障害者施設、学生
8	H26.6.18	個別支援会議	8 人	健康福祉センター、市町(保健師・職員)、 医療機関、警察署、地域生活支援センタ ー
9	H26.6.27	個別支援会議	17 人	健康福祉センター、市町(保健師・職員)、 医療機関、学校関係、精神保健福祉セン ター
10	H26.7.3	個別支援会議	13 人	健康福祉センター、市町(保健師・職員)、 医療機関、社会福祉協議会、地域生活支援センター、障害者相談支援センター、知 的障害者施設等
11	H26.7.14	個別支援会議	8 人	健康福祉センター、市町保健師、医療機 関、地域生活支援センター、当事者・家族
12	H26.9.17	個別支援会議	23 人	健康福祉センター、市町保健師、地域生活支援センター
13	H26.9.22	個別支援会議	5 人	健康福祉センター、医療機関、当事者・家族、地域生活支援センター、当事者
14	H26.9.22	個別支援会議	11 人	健康福祉センター、市町保健師、医療機関、児童相談所、子育て相談支援センター、警察署、当事者
15	H26.10.7	心神喪失者等医療観察法に係 わる観察ケア会議	4 人	健康福祉センター、市町(保健師・職員)、 保護観察所
16	H26.10.14	個別支援会議	6人	健康福祉センター、市町保健師、医療機 関、当事者
17	H26.10.29	個別支援会議	8人	健康福祉センター、市町保健師・職員、当 事者、地域生活支援センター
18	H26.10.30	個別支援会議	7人	健康福祉センター、市町保健師、医療機 関、当事者、地域生活支援センター

	開催日	内容		参加 状 況
			人数	内 訳
19	H26.11.4	個別支援会議	6 人	健康福祉センター、市町保健師、医療機 関、当事者・家族
20	H26.11.13	個別支援会議	6 人	健康福祉センター、市町保健師、社会福祉協議会、保護観察所、保護司
21	H26.11.14	個別支援会議	5 人	健康福祉センター、市町保健師、医療機 関、地域生活支援センター
22	H26.11.19	個別支援会議	7 人	健康福祉センター、市町保健師、医療機 関、当事者
23	H26.11.25	個別支援会議	13 人	健康福祉センター、市町職員、医療機関、 当事者・家族、地域生活支援センター、そ の他
24	H26.12.2	個別支援会議	12 人	健康福祉センター、市町保健師、医療機 関、地域生活支援センター、当事者
25	H26.12.10	個別支援会議	8 人	健康福祉センター、市町職員、地域生活 支援センター、当事者
26	H26.12.15	個別支援会議	13 人	健康福祉センター、市町職員、児童相談 所、学校関係、子育て支援センター、知的 障害者施設等
27	H26.12.18	個別支援会議	6 人	健康福祉センター、市町職員、医療機関、 地域生活支援センター
28	H27.1.13	個別支援会議	10 人	健康福祉センター、市町(保健師、職員)、 医療機関、地域生活支援センター
29	H27.1.19	個別支援会議	15 人	健康福祉センター、市町職員、医療機関、 当事者・家族、警察等
30	H27.1.27	個別支援会議	16 人	健康福祉センター、市町(保健師・職員)、 児童相談所、学校関係、子育て相談支援 センター、警察署
31	H27.2.10	心神喪失者等医療観察法に係 わる観察ケア会議	6 人	健康福祉センター、市町職員、医療機関、 保護観察所
32	H27.3.6	個別支援会議	6 人	健康福祉センター、市町(保健師、職員)、 医療機関
33	H27.3.11	個別支援会議	9 人	健康福祉センター、市町(保健師、職員)、 医療機関、警察署、地域生活支援センタ ー、民生委員、家族
34	H27.3.20	心神喪失者等医療観察法に係 わる観察ケア会議	7 人	健康福祉センター、市町職員、医療機関、 保護観察所、当事者
			323 人	

(7) 受理会議

					寸 内	容卢	引 訳		
開催日	事例数	訪問	面 接電 話	家族 教室	関係機 関連絡	施設·他 機関紹介	訴え時 対 応	今回のみ	精神保健 クリニック
H26.4.9	15			1	4		1	7	2
H26.5.7	21			2	9		4	6	
H26.6.4	15		2		1		1	11	
H26.7.2	16		4		2		1	9	
H26.8.6	9	2	1		1		2	3	
H26.9.3	15		3	1	5		2	4	
H26.10.1	13	1	2		3		3	4	
H26.11.12	18		1	2	4		4	7	
H26.12.3	19	1		1	8		1	8	
H27.1.7	15		1	3	2		1	8	
H27.2.4	20	3			6		5	6	
H27.3.4	11				6		1	4	
計	187	7	14	10	51	0	26	77	2

(8) 援助対象者見直し検討会

開催日	内容	事例数	参	加 状 況
			人数	内 訳
H27.3.10	① 平成 26 年度要支援対象者の次年度援助方針について検討 ② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく通報等による対象者について検討	239 事例		健康支援課職員、地域生活支援センター、市町保 健師

(9) 援助内訳

内 容	ř	面接		電 話	訪問	合 計
		クリニック	その他			
相談件数 6		221	1,629	354	2,210	

(10) 管内精神保健福祉関係者研修会

ĵ				18 ST	去 抽□↓Ψ.	/ 世 士
ŀ	口	開催日	内 容	場所	参加人数	備考
-	1	H26.4.9	受理会議	県北健康福祉センター	21 人	
-	2	H26.5.7	受理会議	ji	18人	
	3	H26.6.4	受理会議	JJ	16人	
	4	H26.7.2	受理会議	11	21 人	
	5	H26.8.6	受理会議	II .	14 人	
	6	H26.9.3	受理会議	II	15 人	
	7	H26.10.1	受理会議	11	15 人	
	8	H26.11.12	受理会議	II	19 人	
	9	H26.12.3	受理会議	"	24 人	
	10	H27.1.7	受理会議	11	14 人	
	11	H27.2.4	受理会議	II	12 人	
	12	H27.3.4	受理会議	II.	11 人	
		H26.4.22	精神保健福祉法改訂に伴う勉強会	11	37 人	
		H26.5.23	心の病気を知ろう~うつ病について ~	n	45 人	家室、対 教 報 教 の の の の の の の の の の の の の の の の の
l		H26.6.26	道路交通法改正に関する安全講話	JJ	31 人	
		H26.7.29	思春期研修(発達障害)	那須塩原市いきいきふれあいセンター	90 人	思 研 後、対 策 研修と共 催
		H26.9.17	精神保健コンサルテーション及び勉強会	11	22 人	
		H26.10.30	心の病を知ろう~統合失調症につい て~	JI .	35 人	家族教 室、自殺 対策研 修と共催
		H26.11.11	青年期、成人期における発達障害 者への対応	IJ	43 人	自 殺 対 策研修と 共催
		H27.2.15	市民公開セミナー 飲酒問題と自死予防対策	大田原市 総合文化会館	130 人	断酒会、 自殺対 策研修と 共催

(11) 市町支援

① 大田原市精神保健検討会議

開催日	検討事例数		参 加 状 況
		人数	内 訳
H26.4.25	12 事例	11人	市(保健師・家庭相談員・職員)、地域生活支援センター、那須地区障害者相談支援センター、センター保健師
H26.6.13	10 事例	16 人	市(保健師・家庭相談員・職員)、地域生活支援センター、那須地区障害者相談支援センター、センター保健師
H26.8.22	10 事例	13 人	市(保健師・家庭相談員・職員)、地域生活支援センター、那須地区障害者相談支援センター、センター保健師
H26.10.22	21 事例	16 人	市(保健師・家庭相談員・職員)、地域生活支援センター、那須地区障害者 相談支援センター、センター保健師
H26.12.5	16 事例	19 人	市(保健師・家庭相談員・職員)、地域生活支援センター、那須地区障害者 相談支援センター、センター保健師
H27.2.13	9 事例	16 人	市(保健師・家庭相談員・職員)、地域生活支援センター、那須地区障害者相談支援センター、センター保健師

② 大田原市地域自立支援協議会相談支援部会

開催日	検討事例数		参 加 状 況
		人数	内訳
H26.4.15	7 事例	18 人	市(保健師・職員)、社会福祉協議会、地域生活支援センター、那須地区障害者相談支援センター、精神科病院、栃木県障害者相談支援協働コーディネーター、センター保健師
H26.5.20	0事例 相談支援事業に関する話合い	21 人	市(保健師・職員)、社会福祉協議会、那須地区障害者相談支援センター、精神科病院、栃木県障害者相談支援協働コーディネーター、センター保健師
H26.6.17	15 事例	13 人	善者相談文援センター、精神科病院、センター保健師
H26.7.15	0事例サービス等利用計画に関する話合い	15 人	市(保健師・職員)、社会福祉協議会、那須地区障害者 相談支援センター、精神科病院、栃木県障害者相談支 援協働コーディネーター、センター保健師
H26.8.19	21 事例	18 人	市(保健師・職員)、社会福祉協議会、地域生活支援センター、那須地区障害者相談支援センター、精神科病院、センター保健師
H26.10.21	11 事例	17 人	市(保健師・職員)、地域生活支援センター、那須地区障害者相談支援センター、精神科病院、センター保健師
H26.11.18	0事例 那須特別支援学校教諭による研修会	21 人	市(保健師・職員)、社会福祉協議会、地域生活支援センター、那須地区障害者相談支援センター、精神科病院、栃木県障害者相談支援協働コーディネーター、センター保健師
H26.12.16	20 事例	23 人	市(保健師・職員)、社会福祉協議会、地域生活支援センター、那須地区障害者相談支援センター、精神科病院、センター保健師
H27.1.20	0事例障害者の就労に関する相談支援研修	18 人	市(保健師・職員)、那須地区障害者相談支援センター、 精神科病院、センター保健師
H27.2.17	14 事例	16 人	市(保健師・職員)、社会福祉協議会、那須地区障害者 相談支援センター、精神科病院、センター保健師
H27.3.17	0 事例 地域課題の取りまとめ	21 人	市(保健師・職員)、地域生活支援センター、那須地区障害者相談支援センター、精神科病院、栃木県障害者相談支援協働コーディネーター、センター保健師

③ 那須町地域自立支援協議会相談支援部会

開催日	検討事例数		参 加 状 況
		人数	内 訳
H26.4.16	7 事例	13 人	町(保健師・職員)、社会福祉協議会、地域生活支援センター、那須地区障害者相談支援センター、各相談支援専門員、精神科病院、センター保健師
H26.5.14	10 事例	15 人	町(保健師・職員)、社会福祉協議会、地域生活支援センター、那須地区障害者相談支援センター、各相談支援専門員、栃木県障害者相談支援協働コーディネーター、精神科病院、センター保健師
H26.6.18	4 事例	13 人	町(保健師・職員)、地域生活支援センター、那須地区障害者相談支援センター、各相談支援専門員、精神科病院、学生センター保健師
H26.7.9	2 事例	22 人	町(保健師・職員)、社会福祉協議会、地域生活支援センター、那須地区障害者相談支援センター、各相談支援専門員、作業所スタッフ、精神科病院、学生、センター保健師
H26.8.6	14 事例	19 人	町(保健師・職員)、社会福祉協議会、地域生活支援センター、那須地区障害者相談支援センター、各相談支援専門員、精神科病院、栃木県障害者相談支援協働コーディネーター、センター保健師
H26.9.10	11 事例	13 人	町(保健師・職員)、社会福祉協議会、地域生活支援センター、那須地区障害者相談支援センター、各相談支援専門員、精神科病院、学生、センター保健師
H26.10.5	11 事例	22 人	町(保健師・職員)、社会福祉協議会、地域生活支援センター、那須地区障害者相談支援センター、各相談支援専門員、精神科病院、学生、センター保健師
H26.11.12	5 事例	18 人	町(保健師・職員)、社会福祉協議会、地域生活支援センター、各相談支援 専門員、精神科病院、センター保健師
H26.12.10	11 事例	13 人	町(保健師、職員)、社会福祉協議会、地域生活支援センター、各相談支援 専門員、精神科病院、学生、センター保健師
Н27.1.14	10 事例	15 人	町(保健師・職員)、社会福祉協議会、地域生活支援センター、那須地区障害者相談支援センター、各相談支援専門員、精神科病院、栃木県障害者相談支援協働コーディネーター、学生、センター保健師
H27.2.18	12 事例	10 人	町(保健師・職員)、社会福祉協議会、地域生活支援センター、那須地区障害者相談支援センター、各相談支援専門員、精神科病院、学生、センター保健師
H27.3.11	3 事例	11 人	町(保健師・職員)、社会福祉協議会、地域生活支援センター、那須地区障害者相談支援センター、各相談支援専門員、精神科病院、センター保健師

④ 那須塩原市地域自立支援協議会相談支援部会

開催日	検討事例数		参 加 状 況
		人数	内 訳
H26.4.22	12 事例	17 人	那須高原病院、那須特別支援学校、市(保健師・職員)、地域生活支援センター、那須地区障害者相談支援センター、手話通訳派遣協会、相談支援専門員、センター保健師
H26.5.22	4 事例	12 人	那須高原病院、市(保健師・職員)、地域生活支援センター、那須地 区障害者相談支援センター、手話通訳派遣協会、相談支援専門員、栃 木県障害者相談支援協働コーディネーター、センター保健師
H26.6.24	9 事例	18 人	那須高原病院、県北圏域就業・生活支援センター、市(保健師・職員)、 社会福祉協議会、地域生活支援センター、那須地区障害者相談支援センター、相談支援専門員、センター保健師、研修医
H26.7.22	0 事例	14 人	那須高原病院、県北圏域就業・生活支援センター、市(保健師・職員)、 地域生活支援センター、那須地区障害者相談支援センター、相談支援 専門員、センター保健師、学生
H26.8.26	21 事例	14 人	那須高原病院、市(保健師・職員)、地域生活支援センター、那須地 区障害者相談支援センター、相談支援専門員、センター保健師、研修 医
H26.10.28	18 事例	15 人	那須高原病院、県北圏域就業・生活支援センター、市(保健師・職員)、地域生活支援センター、那須地区障害者相談支援センター、相談支援専門員、センター保健師
H26.11.25	0 事例	15 人	那須高原病院、市(保健師・職員)、市(保健師・職員)、地域生活支援センター、那須地区障害者相談支援センター、手話通訳派遣協会、相談支援専門員、センター保健師
H26.12.24	17 事例	14 人	那須高原病院、市(保健師・職員)、地域生活支援センター、那須地区障害者相談支援センター、那須地区障害者相談支援センター、手話通訳派遣協会、相談支援専門員、センター保健師
H27.1.27	0 事例	14 人	市(保健師・職員)、社会福祉協議会、地域生活支援センター、那須地区障害者相談支援センター、センター保健師
H27.2.24	14 事例	14 人	那須高原病院、市(保健師・職員)、社会福祉協議会、地域生活支援センター、那須地区障害者相談支援センター、相談支援専門員、センター保健師
H27.3.24	0 事例	14 人	那須高原病院、市(保健師・職員)、地域生活支援センター、那須地区障害者相談支援センター、手話通訳派遣病院、相談支援専門員、センター保健師

(12) 地域移行支援·地域移行定着支援事業

①県北圏域における精神障害者の支援に係る支援体制整備として連絡会を開催し、市町村、病院及び福祉サービス事業者等関係機関との連携・調整を行いました。また、H24年度に作成した関係機関が一覧できるガイドブックをホームページに掲載しました。

②協議会・個別ケース会議等

開催日	内容		参 加 状 況
		人数	内 訳
			病院、市町担当者、障害福祉課、健
H26.4.22	精神保健福祉法改訂に伴う勉強会	37 人	康福祉センター (県北・矢板・烏山)
			職員
H26.5.15	第1回3センター精神担当者連絡会	12 人	健康福祉センター(県北・矢板・烏山)
П20.3.13	第1回3ピング一相神担ヨ有理府云	12 /	職員
H26.5.16	 第1回県北支部情報交換会	19 人	病院、相談支援事業所、市町担当者、
1120.3.10			健康福祉センター職員
			病院、相談支援事業所、市町担当者、
H26.7.31	第1回県北圏域地域移行支援連絡会	34 人	障害福祉課、健康福祉センター(県
			北・矢板・烏山)職員
H26.8.28	第2回県北支部情報交換会	20 人	病院、相談支援事業所、市町担当者、
			健康福祉センター職員
H26.10.23	第3回県北支部情報交換会	21 人	病院、相談支援事業所、市町担当者、
			健康福祉センター職員
H26.11.18	第2回3センター精神担当者連絡会	9 人	健康福祉センター(県北・矢板・烏山)
			職員 健康福祉センター(県北・矢板・烏山)
H27.2.4	第3回3センター精神担当者連絡会	9 人	職員
			病院、相談支援事業所、市町担当者、
H27.2.5	第2回県北圏域地域移行支援連絡会	56 人	障害福祉課、健康福祉センター(県
		, , ,	北・矢板・烏山)職員
		44 !	病院、相談支援事業所、市町担当者、
H27.2.26	第 4 回県北支部情報交換会	11 人	健康福祉センター職員

(13) 自殺対策

① 一般住民に対する普及啓発

「うつ予防」「自殺予防」関係リーフレットを窓口、イベント等で配布しました。

開催日	内容		参 加 状 況
		人数	内 訳
H26.5.15	第1回3センター担当者連絡会議	12 人	健康福祉センター (県北・矢板・ 烏山) 精神担当職員
H26.5.28	管内市町自殺対策担当者連絡会議	13 人	市町(保健師・職員)、センター精 神担当職員
H26.11.18	第2回3センター担当者連絡会議	9 人	健康福祉センター (県北・矢板・ 烏山) 精神担当職員
H27.2.4	第3回3センター担当者連絡会議	9 人	健康福祉センター (県北・矢板・ 烏山) 精神担当職員

② 自殺対策関係会議・研修会

開催日	内容		参加 状 況
		人数	内訳
H26.5.23	管内自殺対策関係者研修会 (うつ病)	45 人	管内保健・福祉医療・職域等自殺対 策関係者等
H26.7.29	管内自殺対策関係者研修会(思春期)	90 人	管内保健・福祉医療・職域等自殺対 策関係者
H26.8.26	自殺対策ネットワーク会議	43 人	管内関係機関及び市町職員等、センター精神担当職員
H26.10.30	管内自殺対策関係者研修会 (統合失調症)	35 人	管内保健・福祉医療・職域等自殺対 策関係者等
H26.11.11	管内自殺対策関係者研修会 (発達障害)	43 人	管内保健・福祉医療・職域等自殺対 策関係者等
H27.2.15	市民公開セミナー 飲酒問題と自死予防対策	130 人	管内保健・福祉医療・職域等自殺対 策関係者等

2 母子保健対策

母性の健康と子の心身ともに健全な出生と育成を目標に諸事業を推進しました。また、乳児並びに妊産婦の死亡減少、異常児の早期発見及び医療の援護対策を進めました。

(1) 医療給付状況

障害者自立支援法、児童福祉法及び母子保健法に基づき申請のあった児に対して医療給付を行いますが、H25年度から医療給付について市町へ権限委譲されました。現在、県においては、H24年度以前の治療分について遡って申請があった場合には、支給することとなっておりますが、H26年度の遡及給付はありませんでした。

(2) 特定不妊治療費助成事業

次世代育成の推進を図るため、特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に係る治療費を助成しました。

助成件数	助成金額
337 件	41, 493, 180 円

(3) 乳幼児健全育成事業

① 乳幼児二次健康診査事業

市町の一次健診等においてスクリーニングされた児を対象に二次健康診査および保健指導を行い、 支援の必要な児の早期発見・早期療育を支援しました。

ア 受診児の状況

(ア) 各センターの受診児の実人数と結果

(単位:人)

会場	今回のみ指導	経過観察	精査及び要治療	計
県北	23	21	32	76
矢板	3	5	25	33
烏山	12	15	9	36
計	38	41	66	145

(イ) 各センター別受診延べ人数

県北健康福祉センター	矢板健康福祉センター	烏山健康福祉センター	合 計
111	40	39	190

② 発達障害児支援事業

ア 発達支援指導者研修事業

保育所・幼稚園等に通園している発達に配慮の必要な乳幼児を支援するため、保育士・幼稚園教諭・ 教育関係者・保健師等に対し研修会を実施しました。

回 数	内容	出席者数	講 師
3 回	講義・事例検討	205人	言語聴覚士•臨床心理士
	発達障害の理解・発達障害児への対応等について		

イ ペアレントトレーニング

小グループの中で、母親を対象にペアレントトレーニングの手法を学び、児の成長発達を促すとともに 母子間の関わりを支援しました。

回 数	内容	参加延人数	講師
2 回	高根沢町ペアレントトレーニングについて	16 人	臨床心理士
3 回	那須町ペアレントトレーニングについて	35 人	臨床心理士

(4) 総合養育支援事業

① 母子継続看護

市町名	件 数	市町名	件 数
大 田 原 市	2件	矢 板 市	2 件
那 須 塩 原 市	17 件	さくら市	0件
那 須 町	0 件	塩 谷 町	1件
那須烏山市	0件	高 根 沢 町	0件
那 珂 川 町	1件	管外	3 件
	合 計	26 件	

② 新生児聴覚検査フォローアップ事業 受 理 3件

③ 養育支援グループ支援事業(ふたごの会) 保護者の育児不安を軽減するため相談指導、グループ支援を実施しました。

開催日	会場	対 象	F	勺	容	参加者数	(組)
Н26.7.11	県北健康福 祉センター	平成 25 年 4 月以降に出生し た多胎児、及び前年度参加者	座談会:	ふたごの子育	うてについて	57	(17)
H26. 12. 2						33	(11)
計						90	(28)

④ 養育支援間機関連絡会議

未熟児支援体制の整備を図るため、連携医療機関及び市町等の関係機関による連絡会議を開催しました。

開	催	日	会場	内容	出席者数
H:	27.3.	5	矢板健康福祉センタ	事例検討等	23 人
			_		

(5) 思春期保健事業

ピアカウンセラー派遣依頼申請のあった学校に対し、ピアカウンセリング(仲間相談)による思春期教育を実施しました。また、講師派遣依頼のあった学校には、助産師及び医師による思春期健康教室を実施しました。

① ピアカウンセラー派遣事業

開催日	実施学校名	参加人数	対 象	ピア学生
H26.9.16∼	さくら市立氏家中学校	326 人	中学3年生	述べ15 人
9.17				

② 思春期健康支援プロジェクトチーム

開催日	会	場	護題	出席者数
H26.7.29	那須塩原市 れあいセンタ		研修会:児童思春期の発達障害の特性及び二次障害とその対応~	90 人

③ 思春期健康教室

開催日	実施学校名	参加人数	対 象	講師
H26.6.27	栃木県立黒羽高等学校	451 人	高等学校1年生~3年生	助産師
H26.12.4	国際医療福祉大学	93 人	作業療法学科1年生	助産師·保健師 事務
H26.11.20	那須塩原市立西小学校	63 人	小学5年生	助産師
H26.12.18	塩谷町立大宮小学校	26 人	小学6年生	医師

(6) 母子保健推進部会

広域的な母子保健施策の推進・体制整備・母子保健の向上に関し、母子保健関係者及び管内市町担当者等において開催しました。

開催日	会 場	内容	出席者数
H26.7.29	那須塩原市いきいき ふれあいセンター	研修会:児童思春期の発達障害の特性及び二次障害とその 対応~	90 人
H26.10.28	県北健康福祉センター	管内市町母子保健事業実務者会議 「母子保健計画策定について」 「母子保健推進部会について」	13 人
H26.11.26	県北健康福祉センター	母子保健部会 「母子保健計画策定進捗状況について」 「母子保健における重点事業及びその取組状況について」 「母子保健推進部会の在り方について」	19 人
H26.3.5	矢板健康福祉センター	県北管内養育支援関係機関連絡会議 事例検討等	23 人

(7) 事例検討会

事例について各機関の関係職種と検討を行いました。

口	開催日	内 容		参加 状 況
			出席者数	内訳
1	H26. 4.2	精神疾患を抱える両親の育児を地域の	8人	看護師・MSW・保健師
		中で関係機関がどう支えていくか。		
2	H26. 6. 4	精神疾患を抱える両親への援助方針の	12 人	看護師・MSW・保健師・臨床心理士・事
		明確化及び関係機関の役割		務
	H26. 7. 3	愛着反応性 PDD 様症状がある児が二次	17 人	医師・言語聴覚士・教員・スクールソー
3		障害を起こして不登校。、今後、両親に対		シャルワーカー・保健師・事務
		しての支援について		
4	H26. 10. 22	精神疾患を抱える母は、育児が不可能。	16 人	保健師・保育士・心理士・家庭相談員・
		今後の支援について		事務

3 とちぎ健康21プランの推進

(1) とちぎ健康21プラン推進事業

「とちぎ健康21プラン」に基づき、生活習慣病の改善によって健康を増進し生活習慣病を予防するため、一次予防(ポピュレーションアプローチ)を中心とする健康づくり運動を展開しました。

(2) 地域・職域連携推進事業

生活習慣病対策の効果的な手法の一つとして、地域保健と職域保健の連携による生涯を通じた健康管理の支援、継続的な保健サービスの提供体制の検討を行う機会として、平成18年度から地域・職域連携推進部会を設置し、平成19~24年度は「禁煙」と「特定健診・保健指導」、「働く世代の食習慣改善対策」等健康課題に応じたワーキング、啓発活動等実施しました。平成25~26年度は事業所の健康課題の実態把握に焦点を当て、部会、研修会、連絡会議、啓発活動等を実施しました。

事 業 名	回数	参加者数	内容
県北地域·職域連携推進部会	1	20 人	部会長選任、実施状況報告、次年度事業実施方針、情報提供·情報交換
地域·職域連携推進事業研修 会	2	55 人	① 講話「働く世代の健康づくりを推進するために」 地域保健・職域保健における保健事業への取り組 みの事例紹介② 講話「職場におけるメンタルヘルスについて」 〜ストレスチェック導入に際して〜
意見交換会	10	33 カ所	「事業所における健康管理対策等」
普及啓発·講習会	9	470 人	メンタルヘルス、生活習慣病予防等の健康教育等を 実施

4 健康づくり推進事業

「とちぎ健康21プラン」に基づき、生涯を通した健康づくりのために、生活習慣病を予防し健康寿命の延伸を図るため、食生活の改善、健康づくり等を家庭・職場・地域が一体となって総合的に推進されるよう各種事業を実施しました。

(1) 専門的・広域的栄養相談等推進事業

難病、危険因子の重複する循環器疾患等について、医師から栄養指導連絡票により指示のあった者、 本人及びその家族から指導依頼を受けた者について、医師と連絡を保ちながら適切な病態別食生活指導 を実施しました。

		専門的・広	域的栄養指導			
区 分	難病	(再掲) うち訪問	病態栄養相談等	その他	合	計
個別指導	3 6		5	1		4 2
集団指導				1 9		1 9

(2) 給食施設指導

① 特定給食施設等巡回指導·個別指導

実 施 期 間	巡回指導	個別指導	備 考 (内容等)
H25. 4月~H26. 3月	1 2 5	3 0 4	健康増進法及び栃木県特定給食施設等指導要綱に基づいた指
	件	件	導

② 特定給食施設等研修会

	内 容	開催日	場所	参加者数
1	給食・調理の基礎	H26. 5. 22	塩 谷 庁 舎 401.402会議室	午前·午後 76
2	給食管理の基礎	H26. 6. 30	塩 谷 庁 舎 401.402 会議室	午前·午後 81
3	第7版糖尿病食事療法のための食品交換表を用いた栄養指導の実際	Н26. 7. 16	塩 谷 庁 舎 401.402会議室	81
4	食品衛生の基礎(大量調理施設衛生管理マニュア ルについて)	H26. 8. 27	塩 谷 庁 舎 401.402会議室	午前·午後 103
5	野菜の効用、献立への応用	H26. 10. 3	塩 谷 庁 舎 401.402会議室	81
6	施設の栄養管理 〜食事摂取基準2015等〜	H26. 12. 3	塩 谷 庁 舎 401.402会議室	66
7	給食の取り組み 災害時対策・非常食等事例紹介	Н27. 2. 17	塩 谷 庁 舎 401.402会議室	68

③ 給食施設等研究会

	内 容	開催日	場所	参加者数
1	えん下研究会 課題検討 レベル共有化	H26.9.24	県北健康福祉センター	3 2
2	えん下研究会 講話・演習 塩原温泉病院 緒方 ST 課長	H26.12.16	県北健康福祉センター	1 8
3	えん下研究会 栄養ケアアセスメントシート	H27.1.15	県北健康福祉センター	1 8
4	えん下研究会 他職種連携	H27.2.23	県北健康福祉センター	2 7

(3) 市町村栄養業務推進事業

①市町栄養士研修会 対象 県北9市町管理栄養士·栄養士

口	実施日	会 場	内容	(組)
1	4月30日 (水)	県北健康福 祉センター	平成26年度栃木県栄養改善事業について 各市町における健康づくり・栄養改善業務について 在宅栄養士の活動について	1 0
2	5月28日 (水)	県北健康福祉センター	各種事業における教材、資料について ~情報の共有を目指して~	7
3	6月16日 (月)	栃木県研修館	地域保健福祉職員研修栄養指導編 参加 「地域における栄養課題分析 I 」講師 新潟県立大学 人間生活学部栄養学科教授 村山 伸子 先生	8
4	7月10日 (木)	県北健康福 祉センター	市町における地域診断 健康・栄養状態の分析、食育計画について	1 1
5	10月1日 (木)	県北健康福祉センター	情報提供 ・日本人の長寿を支える「健康な食事」 ・食事摂取基準2015・食の表示一元化	9
6	1月9日 (金)	栃木県研修館	地域保健福祉職員研修栄養指導編 参加 「地域における栄養課題分析 II 」講師 新潟県立大学 人間生活学部栄養学科教授 村山 伸子 先生	6
7	1月23日(金)	県北健康福祉センター	・健康づくり研修(栄養指導編)報告 ・今年度事業、来年度の事業計画について ・各市町の乳幼児指導、保育園での離乳の進め方 ・各市町の糖尿病対策、教室について	7

②在宅栄養士研修会

口	実施日	会 場	内容	(組)
1	4月30日 (水)	県北健康福祉センター	平成26年度栃木県栄養改善事業について 各市町における健康づくり・栄養改善業務について 在宅栄養士の活動について	8
2	7月16日 (水)	塩谷庁舎 401・402	「第7版糖尿病食事療法のための食品交換表」による栄養指導 の実際	7

口	実施日	会 場	内容	(組)
3	9月3日	県北健康福	食事摂取基準2015について	6
3	(水)	祉センター	食に関する新しい情報について	O
	о П 10 П	用业牌电 炉	平成26年度栃木県栄養改善事業について	
4	3月12日 県北健康福 (大) はおけれ		各市町における健康づくり・栄養改善業務について	5
	(木)	社センター	在宅栄養士の活動について	

※1月30日の研修は、雪のため中止

(4) 子どもの頃からの生活習慣病予防推進事業

① 子どもと家族の健康づくり推進会議

実 施 日	出席者数	開催場所	内 容
H27. 3. 5	22人	県北健康福祉センタ	・平成26年度事業報告について
		ー大会議室	・食育教材の活用について
			・会議構成員の事業について
			・平成27年度事業計画について
			・情報交換

②食育指導用教材の作成

実施回数	出席者数	内容
4回	延べ12人	・保育所、幼稚園向けの食育指導用媒体の作成。 野菜をテーマに、花、葉、野菜の写真を使った各市町に配布するが、 先行して事業計画のある大田原市、那須烏山市事業でプレ活用し 27 年 度修正、追加する。

(5) 地域健康づくり栄養改善体制整備事業

とちぎ健康21協力店の推進拡大(店舗数)

	店舗数	栄養成分 表示	ヘルシー メニュー	ヘルシーオーダー	禁 煙	分 煙	健康情報発信
大田原地区	47	14	5	9	21	8	37
矢 板 地 区	23	4	1	3	8	1	19
烏 山 地 区	14	3	0	3	4	1	13

(6) **国民健康・栄養調査** 健康増進法に基づき、国民の食品摂取量、栄養摂取量の実態を把握すると共に、栄養と健康の関係を明らかにし、広く健康増進等に必要な資料としました。

調査地区 那須塩原市 上厚崎

	栄養摂取状 況調査	身体状況調 査	血液検査	生活習慣調査	歩数計調査
対象数	1 3	4 0	3 2	3 2	3 2
実施数	1 3	4 0	2 9	3 2	3 0

(7) 栄養表示、誇大広告に係る相談・指導の実施

健康増進法に基づき、食品に栄養表示等をしようとする者に対し、適切な表示のための指導及び 虚偽・誇大広告についての指導を行うことにより、一般消費者に対する適切な情報提供及び健康づ くりを推進する。

• 個別指導

		栄養成分表示等		合	計
	26 条 (特別用途表示)	31条 (栄養成分表示)	32条の2 (虚偽誇大広告)		
来所・電話等相談	0	2 1	0		2 1

·集団指導

区 分	実施日	会 場	内 容	受講者	
講習会	H26, 6, 11	那須塩原市	消費生活セミナー	3 1	
神白云	п20. 0. 11	とようら公民館	「食品の表示って何だろう」	3.1	
講習会 H27.1.16		那須塩原市	消費生活セミナー	9.5	
神百云		ハロープラザ	「食品の表示って何だろう」	2 5	

(8) 食生活改善推進団体連絡協議会の育成状況

① 食生活改善推進員数

(単位:人)

`	(TE 1) (
	大田原地区					矢板地区							烏山地区			
	大田原市	那須塩原市	那	須「	町	矢	板	市	さ	くらす	5 拉		多町	高根沢町	那須烏山市	那珂川町
	74	89		1	9			50		49			27	19	66	41
	大田原地区計:182								5	尺板地	区	計:	45		烏山地区	二計:107

② 食生活改善推進員研修会への講師派遣

市 町 名	内容	参加者数
那須塩原市	「食品衛生について」	
塩谷町	「食品衛生について」「県民の健康状態について」	
烏山地区研修会	「からだに良いって本当にいいの?」	120名

③ 食生活改善推進員リーダー研修会

実施日・会場	内容	参加者数
H26.10.1	① 健康長寿とちぎづくり推進条例について」	
県北健康福祉センター	② 「高血圧を予防するための食事のポイント」	
	③ 「県北地区の食生活の現状~高血圧予防のための生活	37名
	習慣周知事業結果から~」	
	④ グループワーク	
	「地域での効果的な高血圧予防活動を考える」	

④ 地域に根ざした「とちぎ健康21プラン」実践事業

	大田川	原地区	矢板	万地区	烏山	地区
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
「食育の日」普及事業						
子どもの料理コンクール						
「食育月間」普及事業						
「まず1gの減塩」推進事業	- 153回	19, 565	113回	3,654人	46回	1,358人
「適正体重」普及事業		人				
朝食食べよう推進事業						
ロコモティブシント゛ローム予防の普及啓発 ノ						
「とちぎ健康21協力店」普及・支援事業				14店舗		6店舗
		17店舗				

⑤ その他講習会支援状況

	大日	田原地区	矢板	地区	烏山	地区
	実施	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
	回数					
生涯骨太クッキング事業	3 回	47人	2 回	38人	3 回	44人
おやこの食育教室事業	4 回	57人	3 回	185人	2 回	33人
男性のための料理教室	1 回	15人	ı	ı	ı	_
米に関する講習会・講演会	_	-	3 回	53 人	-	_
TUNAGU パートナーシップ事業(第2弾)						
①リーダー講習会	4 回	67人	2 回	66人	2 回	43人
②家庭訪問	_	549人	_	368人	_	168人

(9) よい歯のコンクール

	三歳児健診	三歳児 (人)		親と子 (組)		
	受診者数(人)	推薦者数	参加者数	推薦者数	参加者数	
大田原地区	2, 002	1 1	1 1	7	6	
矢 板 地 区	1, 039	7	7		_	

5 成人保健対策

(1) 在宅医療連携ネットワーク事業

地域における生活習慣病患者の在宅療養を支えるネットワークを構築するために、事業を実施しました。

連絡会議及び研修会

開催日	場所	内 容	参加者数
H26.8.29	道の駅那須与一の郷	在宅医療連携ネットワーク研修会	166 人
	与一伝承館	パネルディスカッション	
		「がんになっても自宅で生活するために	
		~最期まで地域で支える~」	
H27.3.16	県北健康福祉センター	在宅医療連携ネットワーク連絡会議	9人

6 特定疾患対策事業

平成27年1月から施行された、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、指定難病 特定医療費助成事業を行いました。

指定難病については、治療が極めて困難であり、かつ、その医療費も高額に及ぶため、患者の医療費の負担軽減を図るとともに、患者の病態や治療状況を把握し、治療研究を行うことを目的として一定の基準を満たしている方に対して、その医療費の一部を助成しています。

また、在宅難病患者が安心して療養できるよう、在宅療養支援を行いました。

(1) 対象疾患別承認状況

(平成27年3月31日現在)

疾患番号	名称	計	大田原市	那須塩原 市	那須町
1	球脊髄性筋萎縮症				
2	筋萎縮性側索硬化症	19	7	8	4
3	脊髄性筋萎縮症	2		2	
4	原発性側索硬化症				
5	進行性核上性麻痺	34	16	14	4
6	パーキンソン病	218	71	119	28
7	大脳皮質基底核変性症	6	3	1	2
8	ハンチントン病				
9	神経有棘赤血球症				
10	シャルコー・マリー・トゥース病	1		1	
11	重症筋無力症	28	6	18	4
12	先天性筋無力症候群				
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	23	7	13	3
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動 ニューロパチー	5	2	3	
15	封入体筋炎	1	1		
16	クロウ・深瀬症候群				

17	多系統萎縮症	31	10	13	8
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	50	16	27	7
19	ライソゾーム病				
20	副腎白質ジストロフィー				
21	ミトコンドリア病	2		2	
22	もやもや病	33	9	15	9
23	プリオン病				
24	亜急性硬化性全脳炎				
25	進行性多巣性白質脳症				
26	HTLV-1 関連脊髄症				
27	特発性基底核石灰化症				
28	全身性アミロイドーシス	5	3	2	
29	ウルリッヒ病				
30	遠位型ミオパチー				
31	ベスレムミオパチー				
32	自己貪食空胞性ミオパチー				
33	シュワルツ・ヤンペル症候群				
34	神経線維腫症	6	1	3	2
35	天疱瘡	12	6	6	
36	表皮水疱症				
37	膿疱性乾癬(汎発型)	3	2	1	
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群				
39	中毒性表皮壊死症				
40	高安動脈炎	7	3	3	1
41	巨細胞性動脈炎				
42	結節性多発動脈炎	5	1	2	2
43	顕微鏡的多発血管炎	12	3	8	1
44	多発血管炎性肉芽腫症	3	3		
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症				
46	悪性関節リウマチ	4	1	1	2
47	バージャー病	4	1	3	
48	原発性抗リン脂質抗体症候群				
49	全身性エリテマトーデス	113	33	71	9
50	皮膚筋炎/多発性筋炎	24	10	12	2
51	全身性強皮症	69	19	45	5
52	混合性結合組織病	16	3	13	
53	シェーグレン症候群	1		1	
54	成人スチル病	1			1
55	再発性多発軟骨炎				
56	ベーチェット病	30	6	19	5
57	特発性拡張型心筋症	32	9	19	4
58	肥大型心筋症	2		2	
59	拘束型心筋症				

60	再生不良性貧血	19	2	15	2
61	自己免疫性溶血性貧血				
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症				
63	特発性血小板減少性紫斑病	43	16	22	5
64	血栓性血小板減少性紫斑病				
65	原発性免疫不全症候群	4		4	
66	IgA 腎症				
67	多発性嚢胞腎				
68	黄色靱帯骨化症	2	1	1	
69	後縦靱帯骨化症	42	13	24	5
70	広範脊柱管狭窄症	13	6	6	1
71	特発性大腿骨頭壊死症	31	9	15	7
72	下垂体性 ADH 分泌異常症	6	5	1	
73	下垂体性 TSH 分泌亢進症				
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	2	1		1
75	クッシング病	2		2	
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	3	1	2	
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	4	2	1	1
78	下垂体前葉機能低下症	20	3	12	5
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)				
80	甲状腺ホルモン不応症				
81	先天性副腎皮質酵素欠損症				
82	先天性副腎低形成症				
83	アジソン病				
84	サルコイドーシス	36	8	23	5
85	特発性間質性肺炎	6	2	2	2
86	肺動脈性肺高血圧症	5	2	3	
87	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症				
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	5	2	3	
89	リンパ脈管筋腫症	1	1		
90	網膜色素変性症	43	13	24	6
91	バッド・キアリ症候群				
92	特発性門脈圧亢進症				
93	原発性胆汁性肝硬変	18	4	8	6
94	原発性硬化性胆管炎				
95	自己免疫性肝炎				
96	クローン病	60	21	32	7
97	潰瘍性大腸炎	253	105	130	18
98	好酸球性消化管疾患				
99	慢性特発性偽性腸閉塞症				
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症				
101	腸管神経節細胞僅少症				
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群				

103	CFC 症候群				
104	コステロ症候群				
105	チャージ症候群				
106	クリオピリン関連周期熱症候群				
107	全身型若年性特発性関節炎				
108	TNF 受容体関連周期性症候群				
109	非典型溶血性尿毒症症候群				
110	ブラウ症候群				
901	難治性ネフローゼ症候群(県単)	4	1	3	
905	突発性難聴 (県単)				
	計	1424	470	780	174

(2) 難病患者地域支援対策推進事業

① 在宅療養支援計画策定•評価事業

内 容	検討件数	参 加 者	備考
支援対象者受理会議	79	担当内職員	月1回実施
支援対象者見直し検討会	99	担当内職員	年2回実施
事例検討会	実 9 延 10	保健師 ケアマネージャー、ヘルパー等	随時実施

② 個別相談事業面接状況

内 容	訪問指導	電話相談	新規面接	更新時療養生活相談
相談件数	実 35 件・延 51 件	215 件	79 件	1,390 件

③ 地域支援体制の推進

内容	開催日	場所	参加者数
在宅ケア推進会議			
議題「在宅難病患者の災害時・緊急時支援について」	H26.12.10	県北健康福祉センター	21 人
1) 各機関における災害時・緊急時の避難対策に			
ついて			
2) 関係機関の連携のあり方について			
支援従事者研修会			
1・講話「在宅難病患者の在宅療養の実態~訪問診療医の	H26.7.4	塩谷庁舎	76 人
立場から~」			
講師 那須塩原クリニック健康増進センター 医師			
2 ・講話「難病における健康福祉センターの役割と制度につ	H26.7.17	塩谷庁舎	70 人
いて」			
講師 矢板健康福祉センター 保健師			
・講話 「神経難病疾患療養者の生活支援に必要な基礎			
知識」			
講師 東京都医学総合研究所			
3 ・講話「第2回研修会の振り返りと多系統萎縮症の療養経	H26.12.6	すこやか共生館	37 人
過と留意点について」			
講師 東京都医学総合研究所			
グループワーク「事例を通して情報収集の方法を学ぶ」			

難	病患者・家族会			
1	神経筋疾患患者 • 家族交流会	H26.8.28	県北健康福祉センター	16 人
	家族同士の話し合い・情報交換・訪問看護師による療養			
	上のアドバイス			
	講師 にしなすのマロニエ訪問看護ステーション看護師			
L	国際医療福祉大学病院ソーシャルワーカー			
2	家族同士の話し合い・情報交換	H26.12.4	県北健康福祉センター	9人
	講師 にしなすのマロニエ訪問看護ステーション看護師			
	国際医療福祉大学病院ソーシャルワーカー			

7 小児慢性特定疾患対策事業

小児慢性特定疾患については、その治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となり、これを放置すると児童の健全な育成を阻害することになるため、この特定疾患の医療の確立と普及を図るとともに、患者・家族の医療費の負担を軽減する目的で、医療保険各法に基づく保険診療の自己負担を公費で負担しました。

また、患者の在宅における適切な療育の確保のため、患者及び家族への支援を行いました。

(1) 小児慢性特定疾患医療給付状況

(平成27年3月31日現在)

市町名	計	悪性新生物群	慢性腎疾患群	慢性呼吸器疾患群	慢性心疾患群	内分泌疾患群	膠 原 病 群	糖尿病群	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	神経・筋疾患群	慢性消化器疾患群
大田原市	63	5	10	3	17	8	2	7	4	1	5	1
那須塩原市	101	26	17	5	18	16	5	3	3	1	6	2
那 須 町	24	7	1	-	6	5	-	2	1	2	-	-
計	188	38	28	8	41	29	7	12	8	3	11	3

(2) 小児慢性特定疾患総合支援事業

① 在宅療養支援計画策定•評価事業

内容	検討件数	参 加 者	備考
支援対象者受理会議	20	係員全員	月1回実施
支援対象者見直し検討会	9	係員全員	年1回実施
事例検討会	実 1 延 1	保健師 訪問入浴スタッフ等	随時実施

② 個別相談事業面接状況

内 容	訪問指導	電話相談	新規面接	更新時療養生活相談
相談件数	実 2 件・延 2 件	12 件	20 件	163 件

③ 療養生活相談会

内容	開催日	場所	参加者数
家族交流会			
情報交換会「他の家族に聞きたいこと 自分の経験から話し	H26.11.21	県北健康福祉センター	8 人
たいこと等」			
スタッフ 保健師			

8 感染症予防対策

感染症予防の正しい知識の普及を図るとともに、感染症発生時においては、市町や関係機関と連携を図り、迅速かつ適切に対応しています。感染症予防機動班による集団給食施設等への監視指導も実施しました。

(1) 感染症患者発生状況

(単位:人)

			感	染 症	の	類	型			
年 度		1 類		2	類			3 類		
	患者数	感 染 症 名	患者数	感	染 症	名		患者数	感 染 症 名	
22	_		_					40	腸管出血性大腸菌感染	
								1	細菌性赤痢	
23	_		_					11	腸管出血性大腸菌感染	
24	_		_					10	腸管出血性大腸菌感染 、	
25	_		_					9	腸管出血性大腸菌感染	
26	_		_					8	腸管出血性大腸菌感染	

※2類感染症 結核に関しては、9 結核予防対策に掲載

(2) 感染症予防機動班による指導状況

(単位:件)

	区		分		学	校	福祉施設	病院• 診療所	事業所	その他	計
施		設		数		81	145	21	36	23	306
実	施	施	設	数		47	85	21	16	11	180
改善	奏指導	事項	あり	施設		47	85	21	16	11	180

(3) 感染症予防事業

エイズ及び性感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めており、匿名による検査を実施しました。

① エイズ相談及びHIV・性感染症抗体検査実施状況

(単位:件)

区分	相	談		抗 体	検 査等	
	来 所	電 話	ΗΙV	※ クラミジア	梅 毒	※ 淋 菌
男	5	109	68	43	60	43
女	4	47	34	24	31	24
計	9	156	91	67	91	67

※ 検査は保健科学研究所で実施

② 感染症予防講演会等

(単位:人)

実施日	内容	対 象 者	人数
H26.5.22	給食施設職員研修会	給食従事者	76
H26.7.28	栃小研南那須支部保健安全部会研修会	養護教員	8
H26.8.8	那須塩原市学校給食関係職員夏季研修会	那須塩原市学校給食関係職	150
		員	
H27.1.20	那須塩原市保育所等従事職員研修会	那須塩原市保育園職員	36
H27.1.21			
H27.2.2	認知症高齢者グループ城下庵	施設職員と地域住民	20
	感染症研修会		
H27.3.24	連合栃木専従書記研修会	連合栃木(本部)および各地	17
		方協議会の役職員者	

(4) 肝炎対策

① ウイルス性肝炎対策に係る相談・検査事業

(単位:人)

	男	女	合 計	備考
B型・C型肝炎検査受検者数	49	45	94	
	(19)	(18)	(37)	(医療機関委託の再掲)

②インターフェロン治療に係る医療費助成事業

(単位:件)

申請	区分	受付件		進達処理	里状況		備考
		数	承認	不承認	取下	審査中	
インターフェロ	新規	1 9	1 7		1	1	
ン治療	72 週延長	0	0				
	2 回目	2	2				
	3 剤併用	2 5	2 4	1			
	インターフェロン						
	フリー	5 6	4 4		1	1 1	
核酸アナログ製	新規	1 7	1 6			1	
剤治療	更 新	7 4	6 6			8	

(5) 風しん抗体検査事業

(単位:人)

	男	女	合 計	備考
風しん抗体検査受検者数	38	67	105	平成 26 年度からの新規事業

9 結核予防対策

結核検診及び予防接種を実施することにより、結核の発病を予防し、患者の早期発見・早期治療を図りました。また、登録患者に対して、適正な医療と生活規制により社会復帰ができるよう管理及び指導を行いました。

(1) 結核患者届出及び登録状況

年	新登録者数	罹患率	年末現在登録者数	有病率	備考
22	35	8. 9	102 (35)	8. 9	※ 罹患率
23	32	8. 2	75 (27)	6. 9	人口10万人に対する新登録患者数
24	34	8. 8	86 (27)	7. 0	※ 有病率
25	40	10. 4	74 (26)	6. 7	人口10万人に対する年末活動性患者数
26	32	8. 4	76 (26)	6. 8	

※()は年末活動性患者数

(2) 結核医療費公費負担申請状況(平成26年度)

◆ 37条の2 (単位:件)

I	区	分	被用者	首保険		国民健康保险	р	老人	生 活	その他	計
			本 人	家族	一般	退職本人	退職家族	保健法	保護法		
	申	請	21	3	9	2	1	36	0		72
	合	格	21	3	9	1	1	34	0		69
	承	認	21	3	9	1	1	34	0		69

◆ 37条 (単位:件)

区	分	被用者	首保険		国民健康保障	é	老人	生 活	その他	計
		本 人	家族	一般	退職本人	退職家族	保健法	保護法		
申	請	5	1	9	0	3	31	1		50
承	認	5	1	9	0	3	31	0		49

(3) 定期健康診断実施状況

(単位:人)

					X 線	検 査			結	果
区	分	対 象	受 診	間	接	直	接	要医療	発病の	異 常
		人 員	人 員	保健所	その他の	保健所	その他の		恐れ	無し
				実 施	機関実施	実 施	機関実施			
使 用	1 者	15,406	14,626	_	6, 320		8, 306	_	_	14,613
学校	長	4,558	4,538	_	3, 283	_	1, 255	_	_	4,538
施 設	の長	5,232	5,164	_	1, 995	_	3, 169	_	_	5,164
市町長	一般	(65歳以上)								
	住民	85,252	25,763	_	20,858	-	4,905	_	_	25,763
計	•	110,454	50,091	_	32,456		17,635	_	_	50,091

(4) 定期外健康診断(患者家族検診等・患者管理検診)実施状況

(単位:人)

			対 象	受 診	ツベルク	カリン反	応検査	В	X	線検	查	QF	喀	糸	吉 <u>!</u>	果
	区	分			被注	被判	陽性	С	間接	直接	СТ	Т		発病の	経 過	異 常
			人員	人員				G					痰	恐れ	観察	無し
患	者	保健所実施		74	-	_	_	_	_	74	_		1	1	_	73
家	族	委託医療	126													
		機関実施		20	_	_	-	_	_	20	_	6	_	1	_	19
		その他		26	_	_	_	_	_	26	_	_	_	_	_	26
接	触 者	保健所実施		33	_	_	_	_	_	33	_	1	_	_	1	32
検	診	委託医療	66													
		機関実施		7	_	_	_	_	_	7	_	_	_	_	_	7
		その他		22	_	_	_	_	_	22	_	_	_	_	_	22
		計	192	182	_	_	_	_	_	182	_	7	_	2	1	180
患	者 管	保健所実施		11	_	_	_	_	_	11	_	_	_	_	_	11
理	検診	委託医療	81													
	D(10	機関実施		2	_	_	_	_	_	2	_	_	_	_	_	2
		その他		66	_	_	_	_	_	66	_	_	_	_	_	66
		計	81	79	_	_	_	_	_	79	_	-	ı	_	_	79
	合	計	273	261	_	_	_	_	_	261	_	7	_	2	1	259

[※] 区分欄の「その他」は、定期病状調査事業及び学校、職場、医療機関等において受診し、その判定結果を保健所で 把握できた者をいう。

10 原爆被爆者対策

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者の健康管理に努めました。

(1) 登録状況

(単位:人)

区 分	既 登 録			期	中	増	減			計
		新	規	転	入	転	出	死	亡	
平成 26 年度	33		0		1				3	31

(2) 健康診断実施状況

(単位:人)

			_	一般検査・	・がん検討	多		精 密	検 査	
区	分	対象者	受診者	異常	要精検	その他	受診者	異常無し	要治療	その他
	1 🗔 🖯	33	1.5			7	0	m 0	1口 次	
	1回目	33	15	8	0	,	0		_	
一般	2 回目	31	9	4	0	5	0		_	_
	計	64	24	12	0	12	0	l	_	_
希望	一般検査	32	6	3	0	3	0		_	_
による	がん検診	32	8	3	0	5	0		_	_
検診	計	64	14	3	0	8	0	0	0	0

11 骨髄バンク対策

骨髄提供希望者が相談をしやすいように常時相談受付(電話・面接)を実施しました。また、検査受付は第 2・4火曜日に実施しました。 (単位:人)

区 分	男	女	計	備考
登録受付(予約)数	2	1	3	
登 録 申 込 数	2	1	3	

12 食品衛生

食品衛生法及び県条例に基づく営業の許可、施設の監視指導、食品等の収去検査等を実施し、食品に起因する衛生上の危害の発生を防止しました。

(1) 食品衛生許可施設数及び受付件数、監視件数

管内で許可を要する食品営業を新たに始める営業者や許可更新をする営業者の施設を検査するととも に、日常的に食品関係営業施設の監視指導を実施しました。

	項目	管 内	許可申	請件数	監視	状 況
	業種別	施設数	新 規	更新	監視数	違反数
	飲食店営業	4, 481	339	664	1, 625	_
	飲食店営業(露店)	6	10	_	11	_
	菓子製造業	599	56	85	349	_
	乳処理業	7	_	2	70	_
食	乳製品製造業	19	2	2	65	1
	集乳業	4	_	_	22	_
	魚介類販売業	446	30	71	243	_
品	魚介類競り売り業	5	_	2	5	_
	食品の冷凍又は冷蔵業	13	1	_	21	1
	缶詰又は瓶詰め製造業	50	4	3	41	1
衛	喫茶店営業	771	44	130	89	_
	あん類製造業	7	1	_	17	_
	アイスクリーム類製造業	132	11	19	134	4
生	乳類販売業	842	52	140	357	_
	食肉処理業	17	1	1	14	_
	食肉販売業	499	47	76	279	_
法	食肉製品製造業	9	_	1	24	_
	乳酸菌飲料製造業	3	_	_	26	_
	食用油脂製造業	1	_	_	1	_
許	マーガリン又はショートニング製造業	1	_	_	1	_
	みそ製造業	57	2	5	33	_
	しょうゆ製造業	5	_	1	5	_
可	ソース類製造業	15	_	2	15	_
	酒類製造業	20	_	10	14	_
	豆腐製造業	23	1	1	9	_
	納豆製造業	5	_	_	2	_
	めん類製造業	81	7	13	72	_
	そうざい製造業	124	7	13	93	_
	添加物製造業	9	_	1	10	_
	清涼飲料水製造業	56	1	2	87	_
	氷雪製造業	_	_	_	_	_
	氷雪販売業	6	_	2	3	
	法52条 小 計	8, 313	616	1, 246	3,737	7

	項目	管 内	許可申	請件数	監視	状 況
	業種別	施設数	新 規	更 新	監視数	違反数
条	こんにゃく又はところてん製造業	16	_	2	3	_
例	つけ物製造業	179	9	19	73	1
許	こうじ及びその加工品製造業	35	_	5	24	_
可	豆腐販売業	482	36	89	286	_
業	魚介類行商	_	_	_	_	_
種	豆腐行商	_	ı	_	ı	_
	小計	712	45	115	386	1
	法·条例許可外業種	5, 558	_	_	1,625	1
	合 計	14, 583	661	1, 361	5,748	9

(2) 食品収去検査状況

管内の製造所やスーパーマーケット等の店頭において販売されている食品について、定期的に規格基準検査や、衛生規範に基づく検査を実施しました。

区 分	収 去	項目数	理化学	学検査	細菌学	学検査	抗 生	発癌性	残 留	遺伝子組換
	検体数		良	不良	良	不良	物質等	物質	農薬	アレルギー
魚介類	11	231	-	ı	-	-	231	-	-	-
冷凍食品	20	40	=	=	39	1	-	_	52	=
魚介類加工品	10	40	20	-	20	-	-	_	-	-
肉卵類及びその加工品	44	360	111	-	150	-	96	_	3	_
乳製品	75	138	_	ı	137	1	_	_	_	_
乳類加工品	2	4	-	ı	4	-	_	_	-	_
アイスクリーム類・氷菓	134	267	-	ı	262	5	_	_	-	_
穀類及びその加工品	92	354	86	ı	261	3	_	_	-	4
野菜・果物及びその加工	63	2,418	105	ĺ	116	-	-	ı	2,309	4
菓子類	125	537	-	-	524	7	-	_	-	5
清涼飲料水	50	150	100	-	50	-	-	_	-	-
酒精飲料	-	_	-	Ī	-	-	-	-	-	=
生 乳	576	576	-	ı	-	-	_	_	-	_
牛 乳	41	54	36	ı	18	-	_	_	-	_
加工乳	ı	-	ı	ĺ	ı	-	-	ı	=	=
その他の食品	189	575	12	Ī	537	3			23	
器具及び容器包装	_	_	-	ı	-	_	_	_	-	_
計	1,432	5,744	470	ı	2,578	20	327	-	2,332	13

(3) 食品衛生関係苦情件数

管内の住民が購入した食品や管内の製造所で製造された食品等に関する苦情を受け付けて、原因究明及び再発防止等の指導を実施しました。

	区分	件 数	
不	腐敗変敗に関する事	9 件	÷
良	異物混入に関する事	15 件	Ė
品	表示に関する事	5 件	Ė
等	容器包装に関する事	- 14	þ
	有症苦情	11 件	÷
	その他	3 件	÷
	小 計	43 件	†

	区分	件	数
施	施設の衛生状態に関する事		10 件
設	そ族昆虫に関する事		1 件
	小 計		11 件
施設	からの排水に関する事		1 件
その	他		17 件
無許	可営業		3 件
	合 計		75 件

(4) 食品衛生機動班の活動状況

食品営業施設の広域的監視指導及び食品等の検査を効率的に行うため、食品衛生機動班(第4班)を 設置し、食品による危害防止に努めました。

① 業務別日数及び検査状況

	業務	内 名	字 (単位	: 目)		検	査 状		(単位:件	:)
施設監 視指導	食品収 去検査	食中毒 等調査	衛 生 教 育	その他	計	食品等位表示検引	残留塩 素検査	食器洗 浄検査	その他	計
222	68	32	22	l	344	736	626	29	116	1,507

② 違反発見状況及び指導票交付件数

(単位:件)

法 第 6 条	法第8条	法 第 9 条	違 法 第 11 条	反 法 第 16 条	発 見 法 第 17 条	- - - - - - - - - -	況 法 第 20 条	法 第 51 条	法 第 52 条	条 例 3 条	計	指導票交付件数
_	_	_	6	-	_	3	-	_	_	-	9	3

[※] 法第6条(不衛生食品等の販売等)、法第11条(規格基準に合わない食品等の販売等)、法第52条(営業の許可)

13 生活衛生営業

日常生活に関係の深い理・美容業、クリーニング業等の生活衛生関係営業施設の衛生水準の向上を図る ため、監視指導を実施しました。

(1) 生活衛生関係営業の施設数及び監視状況

理・美容所に対しては、皮膚に接する器具等の洗浄及び消毒の徹底について、旅館・公衆浴場に対しては、浴槽水等のレジオネラ属菌の検査の実施について、重点的に監視指導を実施しました。

◆ 生活衛生関係営業施設監視指導状況

		理	美	頻	1 行場	员		旅	館		1	念衆浴場	易	クリーニン	が所	
区	分	容所	容所	計	映画館	その他	計	ホテル	旅館	簡易宿泊所	計	般	その他	般	取次店	合計
大 田	原市	104	180	2	_	2	100	2	38	60	19	_	19	14	42	461
那須塩		189	307	7	3	4	202	6	181	15	48	1	47	39	62	854
那 須	頁 町	39	51	8	1	7	522	14	396	112	62	-	62	7	12	701
矢 栊	反 市	33	59	_	_	_	22	3	18	1	9		9	10	30	163
さく	ら市	56	75	-	-	-	26	1	23	2	20	-	20	12	27	216
塩~	今 町	15	22	1	-	1	18	ı	14	4	6	İ	6	2	10	74
高 根	沢 町	37	57	_	_	1	5	1	5	1	6	Ì	6	10	18	133
那須鳥	高山市	47	65	-	-	_	30	3	20	7	14	l	14	12	8	176
那 珂	川町	34	31	1	-	1	24	1	17	6	14	_	14	6	5	115
合	計	554	847	19	4	16	949	30	712	207	198	1	197	112	214	2893
監視	合 計	35	84	11	3	8	203	16	128	59	105	2	103	24	3	465

(2) 特定建築物の施設数及び監視状況

空調管理、給水管理などについて、重点的に監視指導を実施しました。

① 特定建築物監視状況

区分	興行場	百貨店	店舗	事務所	学 校	旅館	集会場	博物館	計
新規届出	_	1	1	1	1	_	1	1	1
施設数	4	1	59	17	3	49	3	1	137
監視件数	2	1	7	13	2	5	2	1	33

② 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録状況

区 分	清掃業	空気環境 測 定 業	水 質 検査業	貯水槽 清掃業	ねずみ・昆虫 防除業	一 般管理業	排水管 清掃業	計
登録業者数	3	2	2	14	_	-	2	23
26 年度登録件	1	_	ı	1	-	ı	1	3

③ 遊泳用プール施設数

市町名	遊泳用プール数
大田原市	6
那須塩原市	13
那 須 町	8
計	27

市町名	遊泳用プール数
矢 板 市	2
さくら市	4
塩 谷 町	1
高根沢町	1
計	7

市町名	遊泳用プール数
那須烏山市	1
那珂川町	1
計	2

14 薬 事

医薬品等の有効性・安全性の確保、毒劇物による危害発生防止等を図るため、監視指導を実施しました。

(1) 薬局・医薬品販売業の施設数及び監視状況

医薬品等の管理及び適正使用等についての情報提供、薬局での調剤過誤防止について、重点的に監視指導を実施しました。

				Ī	市町	村 別	内 訴				
業態	施 設 数	大田原市	那須塩原市	那須町	矢 板 市	さくら市	塩谷町	高根沢町	那須烏山市	那珂川町	監 視 件 数
薬 局	145	36	50	5	14	17	2	7	5	9	85
店舗販売業	52	9	17	3	6	7	ı	2	6	2	36
卸売販売業	21	8	11	ı	1	1	-	ı	-	_	13
薬種商販売業	6	-	2	ı	1	1	ı	Ī	2	-	3
薬局医薬品製造販売業	15	4	3	ı	3	2	-	ı	-	3	9
薬局医薬品製造業	15	4	3	ı	3	2	ı	l	ı	3	9
高度管理医療機器販売業・貸与業	108	25	41	1	13	13	1	6	5	3	76
管理医療機器販売業・貸与業	1,099	225	350	58	109	127	23	63	84	60	157
合 計	1,461	311	477	67	150	170	26	78	102	80	388

(2) 毒物劇物販売業者等の登録数及び監視状況

毒物劇物の保管管理、譲渡手続きの徹底等について、重点的に監視指導を実施しました。

				Ī	† 町	村 別	内 訓	5			
業態	施 設 数	大田原市	那須塩原市	那須町	矢 板 市	さくら市	塩谷町	高根沢町	那須烏山市	那珂川町	監 視 件 数
一般販売業	115	26	38	6	8	15	2	4	9	7	31
農業用品目販売業	72	15	17	4	10	10	3	4	2	7	11
特定品目販売業	5	-	3	-	-	1	1	-	-	-	2
電気めっき業	6	1	2	ı	1	1	ı	ı	1	-	6
合 計	198	42	60	10	19	27	6	8	12	14	50

(3) 麻薬関係施設数及び監視状況

麻薬・向精神薬等の保管管理及び帳簿等記録の徹底について、重点的に監視指導を実施しました。

区分	業	種	施設数	立入検査数
麻	麻薬卸売業者		2	1
	麻薬小売業者		92	61
薬	麻薬診療施設(病院、	診療所等)	151	37
	麻薬研究者		2	1
大	大麻栽培者		2	1
麻	大麻研究者		_	_
覚	覚せい剤研究者		_	_
せ	覚せい剤原料取扱者		6	0
V	覚せい剤原料研究者		1	0
剤	その他の覚せい剤	薬 局	145	85
	原料取扱者	病院、診療所等	513	42
向	薬局・卸売販売業(免	許みなし)	166	85
精	向精神薬小売業者		_	_
神	病院、診療所等		513	42
薬	向精神薬試験研究施	 設	11	4
	合	計	1,357	259

(4) 不正大麻、けしの発見処理状況

無免許栽培又は自生・野生大麻等のパトロールを実施し、不正大麻、けしの発見除去を行いました。

区 分	発 見 件 数	処 理 本 数
大麻	件	本
けし	16件	3,057 本

(5) 薬剤師免許申請の状況

	免許申請	書換え交付	再 交 付	消除
Ī	16	6	1	1

15 水 道

水道・専用水道等により供給される飲料水の安全を図るため、監視指導を実施しました。

(1) 水道施設数及び監視状況

(平成27年3月31日現在)

市町名		水道法」	この 施 設		小規模水道
	水道用水供給事業	上水道	簡易水道	専用水道	
大田原市	_	_		_	_
那須塩原市	1		3	_	16
那 須 町	_	2	5	_	_
矢 板 市	_	1		_	_
さくら市	_	2	3	_	12
塩 谷 町	_	1	3	_	_
高 根 沢 町	1	1	1	_	_
那須烏山市	_	1	4	_	_
那珂川町	_	1	9	2	3
合 計	2	9	28	2	31
監視件数	_	1	0	2	15

16 温 泉

温泉を保護し、可燃性天然ガスによる災害を防止し、温泉利用の適正を図るため、監視指導を実施しました。

(1) 許可申請等処理状況

区分	掘る		増	掘	動力	装置	利	用		:採取 :可		采取許 迷承認	可燃性ガス濃		利用許継承			許可
													認	,				
市町名	申	許	申	許	申	許	申	許	申	許	申	許	申	確	申請	承	申	許可
	請	可	請	可	請	可	請	口	請	可	請	可	請	認		認	請	
大田原市	_	_		_		-	1	1	_	_	_			_	_	_	_	_
那須塩原市	_	_		_	1	1	18	18	_	_	_			_	_	_	_	_
那 須 町	_	_	_	_	_	_	19	19	1	1	_	_	_	_	5	5	_	_
矢 板 市	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
さくら市	_	_		_		-	8	8	1	1	_			_	_	_	_	_
塩 谷 町	_	_	-		-	1	1	_		_	_	-	-	_		_	_	_
高根沢町	_	_	_	_	_			_		_	1	1	_	_	6	6	_	_
那須烏山市	_					_	_	_	_			_		_	_		_	_
那珂川町	_	_	_		_		_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
合 計	_	_	_		1	1	46	46	2	2	1	1		_	11	11	_	_

(2) 源泉等の数及び監視状況

市 町 名	源 泉 数	利用許可件数
大 田 原 市	17	71
那 須 塩 原 市	210	708
那 須 町	138	636
矢 板 市	7	49
さくら市	16	82
塩 谷 町	7	7
高根沢町	4	10
那 須 烏 山 市	9	31
那可川町	14	46
合 計	422	1,640
監 視 件 数	140	486

17 試験検査

食品の安全性に関する問題は年々複雑化・多様化し、その裏付けとなる検査の必要性が増大しています。 また、環境、保健衛生においても基礎的なデータを得るための検査が必要となっています。

県北健康福祉センターでは、食品の規格基準検査や各種の細菌検査、特定施設の排水検査、更には人の健康を守る立場から各種の臨床検査を行いました。

◆ 試験検査

区分	腸内細菌 検 査	寄生虫 検 査	臨床検査	食 品 検 査	食中毒等 の 検 査	排 水 検 査	計
件数	5, 851	10	-	3089	3986	127	13, 063

(1) 腸内細菌検査状況

I	区	分	感染症患者 保菌者等※	感染症患者 接 触 者	給 食 従 事 者	水 道 従 事 者	その他	計
無	#	料	2	19	_	_		21
有	有	料		_	2, 295	1, 106	2, 429	5, 830
	計		2	19	2, 295	1, 106	2, 429	5, 851

※ 感染症患者: 3類感染症患者

(2) 寄生虫検査状況

	区	分	直接塗沫	厚層塗沫	集 卵 法	ぎょう虫	計
I	件	数	_	_	_	10	10

(3) 食中毒等の検査状況

ĺ	区	分	食	中毒・	有症苦情	その他	計		
			食 品	便	ふきとり	水	その他		
I	件	数	1, 764	1, 233	980			9	3, 986

(4) 食品等試験検査状況(汚染実態調査を含む)

	検 検						左記				記	内														
検査項目		150	150			担	1	化		学				н			細	訳	菌	学						抗
	3	査	查	保	酸	品	甘	発	漂	着	殺	Р	そ	-	大	大	黄	乳	サ	ク	腸	セ	力	リ	そ	
	†	検	項	存	化防	質保	味	色	白	色	菌		の	般細	腸菌	腸	色 ブ	酸菌	ルモ	ロス	炎ビ	レウ	ンピ	ステ	の	生
	1	体	目	料	止剤	持剤	料	剤	剤	料		Н	紺	菌数	群	菌	ドウ	数	ネラ	トリ	ブリ	ス	ロバ	リア	他	物
				4-1	Дΰ	Дэ	451	Дΰ	Дΰ	4-1	4-1	11		<i>3</i> ^		M	球		属	ジ	オ		ク		JES.	質
食品	***	数	数														菌		菌	ウム			ター			
魚 介 類		-	-	_	_	_	_	-	-	_	1	_	-	_	_	_	_	-	_	_	_	_	-	_	_	_
冷無加熱摂取冷凍食品	,	-	-	_	-	-	-	_	_	-	_	-	_	_	_	_	_	-	_	-	-	-	-	-	-	_
凍結直前に加熱され		18	36	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	18	18			_	_	_	l _	_	_	_	_	_
凍加熱後摂取冷凍食	品														10											
凍結直前未加熱 食加熱後摂取冷凍食	品	2	4	=	-	-	-	-	-	-	-	_	П	2	1	2	1	_	-	_	-	-	-	-	-	
生食用冷凍鮮魚介類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Ī	ī	-	-	-	-	-	-	-	-	_
無 介 類 加 工 (かん詰め、びん詰めを除	品 <)	10	40	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-
肉卵類及びその加工(かん詰め、びん詰めを除		46	270	74	-	-	-	37	-	-	-	-	-	-	2	72	35	-	46	4	-	-	-	-	-	-
乳製品	_	69	138	_	-	-	-	-	_	_	-	-	-	31	69	_	_	38	_	-	<u> </u>	-	-	-	-	_
乳類加工品 (アイスクリー 類を除き、マーガリンを含む	· _	2	4	-	-	-	-	=	-	-	-	-	-	-	2	=-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類・氷		134	267	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	133	134	_	_	-	_	_		_	_	_	_	_
穀類及びその加工	品	90	350	-	-	86	-	-	-	-	-	-	-	90	20	67	87	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(かん詰め、びん詰めを除野菜類・果物及びその加工	品	50	116	100	-	-	-	-	5	-	-	-	11	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(かん詰め、びん詰めを除 菓 子		123	532	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	123	123	40	123	_	123	_	_	_	_	_	_	_
	水	50	150	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	料	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-
氷	雪	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水		_		-	-	-	-	_	-	-	_	_	_		-	-	-	-	-	_	_		_	_	_	_
かん詰め・びん詰め食	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_
		186	552	12	_	_	-	-	_	_	_	_	_	180	-	180	180	-	_	_	_	-	-	-	_	_
添 化学的合成品及びその製		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	
加その他の添加物	物	[-	_			_	_	_	_	_	_	_	-	=	=	=		=			_	_		_	
器具及び容器包	装	-	-	-	_	_	ī	_	-	-	ı	-	ı		-	-	-	-	-	_	_	_	_	_	_	_
	や	-	_	_	-	-	-	-	-	-	_	-	-	_	-	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	_
		_	2, 459	306	-	86	-	37	5	-	-	-	11	577	418	371	425	40	179	4	<u> </u>	_	_		_	
		576	576	-	-	-	-	-	=	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	576
	乳	9	54	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36	9	9	_	-	-	-	_	_	_	_	_	_	
	乳	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	_	_	-	-	_	_	_	_	_	_	
加 乳脂肪分 3 %以 乳 工 乳脂肪分 3 %未	上 満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳																										
	他		-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_	-	_	_	-	_	_	-	
		585	630	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36	9	9			-	-	-	-	-	_	_	-	576
合	計 1,	, 365	3, 089	306	_	86	-	37	5	-	_	-	47	586	427	371	425	40	179	4	-	-	-	_	_	576

(5) 腸管出血性大腸菌O-157・サルモネラ汚染実態調査状況(再掲)

区	分	腸管出血性大腸菌O-157	サルモネラ	計				
食	品	87	144	231				

(6) 水質汚濁防止法に基づく排水検査状況

		4	項	目	その他の生活環境項目									の	他	
検体数	рН	BOD	SS	COD	小計	T-Cr	Zn	Cu	Fe	Mn	大腸菌	小 計	-	DO	その他	合 計
											群数		SO_4			
44	44	40	40	-	124	1	1	1		ı	_	3	ı	I	-	127

県北健康福祉センターの沿道

◆ 保健所の沿革

昭和12年4月5日法律第42号 保健所法制定

昭和12年10月26日大田原保健所設立認可

昭和 13 年 3 月 建設工事着工(大田原町大字大田原 2,539

番の4番・現在地)

昭和13年9月25日 建設工事竣工 本県初の保健所として設置

発足

昭和13年9月28日竣工落成式・開所式

昭和 19 年 4 月 C級保健所に指定される。

昭和22年9月5日 法律第101号保健所法全面改正(昭和23

年1月1日施行)

これより従来の健康相談事業のみから公衆

衛生事業を行うことになる。

昭和26年4月1日 B級保健所に昇格

課制を布き2課制となる。 昭和27年2月

(総務課、保健予防課)

庁舎増築竣工 (270.6 m²) 昭和27年3月

昭和35年4月1日 環境衛生課を設置して3課制となる。

行政区変更により塩原町編出

(1市4町1村管轄となる。)

昭和35年8月 厚生省公衆衛生局長通達による型別人口別

分類表によりR3型保健所に指定される。

昭和 42 年 3 月 31 日 新庁舎新築(大田原市住吉町 2 丁目 14 番 昭和 53 年 4 月 1 日 行政事務嘱託員設置

9号・現庁舎) (延べ926.35 m²)

昭和50年4月1日 保健婦室を設置して3課1室制となる。

昭和51年4月1日 試験検査課を設置して4課1室制となる。

試験検査等部門で県北ブロック保健所となる。

行政区変更により塩原町編入

(2市4町1村管轄となる。)

昭和54年1月10日 試験検査室新築(160.5 m²)

昭和54年8月25日 車庫新築(30.0 m²)

昭和57年6月30日 厚生省公衆衛生局長通達による型別人口別 平成18年4月1日 南那須福祉事務所廃止に伴い、那珂川町及

分類表によりR2型保健所に指定される。

昭和62年4月1日 試験検査課・保健婦室が改称され、検査薬 平成18年4月1日 障害者自立支援法が施行され、3障害(身

事課・健康指導課となる。

平成元年 4月1日 環境保全担当を設置し5課1担当制となる。

平成9年4月 地域保健法全面施行

平成9年4月 地域保健法第5条第1項に基づき、県北保

健所が設置される。

◆ 福祉事務所の沿革

昭和26年10月 1日 社会福祉事業法付則7により法第13条に基 づく福祉事務所制度が発足する。

那須地方事務所民生課で分掌 20 町村を管轄

昭和26年12月6日児童福祉司配置(県婦人児童課兼務)

昭和27年4月26日 母子相談員配置

昭和28年3月31日 地方事務所廃止となる。

昭和28年4月 1日 那須福祉事務所設置される。

庶務社会課、保護課の2課制となる。

児童福祉司は児童相談所兼務、身体障害者

福祉司は29年10月11日まで塩谷福祉事務所

兼務

昭和30年1月1日 生活保護に関する嘱託医配置

昭和31年12月18日 婦人相談員配置

昭和36年12月18日 婦人相談員兼母子相談員となる。

昭和37年4月1日精神薄弱者福祉司配置

昭和39年5月15日 家庭相談室設置 家庭相談員2名配置

昭和41年4月1日 青少年指導員配置

昭和41年6月 1日 庶務社会課を庶務課、社会課に分け保護課

とともに3課制となる。

昭和42年10月25日 優良福祉事務所として厚生大臣表彰を受ける。

平成 4年 3月 31日 行政事務嘱託員廃止

平成5年4月1日 庶務課が社会課に併合され、保護課との2

課制となる。

平成 5 年 4 月 1 日 身体障害者福祉法及び老人福祉法の一部が

町村に移譲される。

平成12年4月1日 児童福祉法の一部が町村に移譲される。

平成15年4月1日 知的障害者福祉法等が改正され支援費制度

が開始される。

び那須烏山市が事務所管轄に加わる。

体、知的、精神)の制度格差が解消し、実

施主体が市町に一元化される。

平成20年3月31日 家庭児童相談室廃止(家庭相談業務が町に

委譲される。)

平成9年4月 ※ 栃木県行政機関設置条例の一部改正により、健康福祉センターが設置される。

◆ 健康福祉センターの沿革

平成9年4月 栃木県行政機関設置条例の一部改正により、健康福祉センターが設置される。

平成12年4月 介護保険制度が開始される。

平成15年4月 室を廃止し3部となる。(地域支援部・健康福祉部・環境部)

平成 16 年 12 月 28 日 検査室を増築する。 (89.31 ㎡)

平成18年4月1日 那須烏山市及び那珂川町がセンター管轄区域に加わり、5市6町管轄となる。

平成19年3月31日 上河内町及び河内町が宇都宮市に編入合併したことにより、5市4町管轄となる。

平成20年4月 環境部と林務事務所を統合した環境森林事務所の設置により、2部制となる。(地域支援部、健康福祉部)

平成22年4月 健康福祉センターの組織改編に伴い、地域支援部を総務福祉部に、健康福祉部を地域保健部に名称変更し、

生活福祉課を総務福祉部に移管する。また、総務課を総務企画課に、地域支援課を福祉指導課に、健康

福祉課を健康支援課に課名変更する。

塩谷福祉事務所から塩谷地区2市2町の福祉諸手当の認定事務や施設等検査業務が移管される。

平成24年4月 塩谷福祉事務所廃止に伴い、塩谷地区2市2町の所管業務がすべて移管となる。